

一般会計予算審査特別委員会

平成24年3月14日（水）

◎ 開 議 の 宣 告 （午前10時00分）

○委員長（大光 巖） ただいまから一般会計予算審査特別委員会の会議を開きます。

篠原委員から遅刻する旨の連絡がありましたので、出席委員数は17名であります。

本日の審査案件は、議案第17号 平成24年度伊達市一般会計予算であります。

それでは、本件を議題といたします。

お諮りいたします。提案理由の説明につきましては、3月2日の本会議において既に説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、提案理由の説明につきましては省略することに決定をいたしました。

質疑を始めるに当たり、何点かお願いを申し上げます。まず、事項別明細書、歳出から質疑を行いたいと思います。款、項ごとの質疑に際しましては、予算書のページ数及び具体の質疑項目を明確にしてから質疑を願います。また、その財源についても説明を求めたい場合は、関連する歳入についての質疑も許可することといたします。今委員会におきましては、説明員の都合により項または目で分ける箇所がありますので、あらかじめご承知お願います。あわせて、運営がスムーズに進むように質疑及び答弁とも簡潔に要領よくお願いをいたします。なお、委員会における質疑は、先例により一問一答方式を採用しておりますので、これに基づいて質疑を行います。

それでは、第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費から第8目IT推進費について、38ページから45ページまでの質疑を願います。

○委員（小久保重孝） それでは、順に確認をさせていただきたいと思います。

まず、40ページ、41ページの総務管理費、一般管理費の市制施行40周年記念事業ということで、ことしは40周年ということでございますので、記念すべき年ということの中で事業費盛り込まれております。もう少し詳しくその内容についてご説明を願いたいと思います。

○総務課長（椎名保彦） ご案内のとおり、ことし市制施行40周年という節目の年でございます。それで、記念事業を幾つか計画しておりまして、まず毎年行われております8月23日の開基記念日に市政功労者の表彰式がございますけれども、そのときに記念事業と、それから祝賀会をまず行いたいと思っております。それと、市民の方にも参加していただくということで、2つほどイベントを考えておりまして、まず1つは市内の小中学生、児童生徒さんに10年後の伊達市の未来予想図ということで絵画をかいていただきまして、展示などを考えております。それとあわせて、同じく市民の方に伊達市の風景の写真などを作品として展示していただきたいと思っております。それは、ことし開設します新総合体育館とか、それからカルチャーセンター、それから市役所のロビー等に展示をさせていただきたいということで考えております。それともう一つは、これもまた子供さんが

中心になろうかと思うのですけれども、市内の文化施設、それから歴史施設をスタンプラリー方式で回っていただきまして、各施設ごとにちょっとしたショークイズ的なものを催しまして、それで解答を持っていただいて、武者まつりの日にその抽せん会をやっていきたいということで今考えております。市の直接的な事業としては以上でございます。

○委員（小久保重孝） 子供のスタンプラリーなど、大変いろいろと企画をされているということで、楽しい事業かなと思っております。それで、これはどのぐらいそのとき、そのいろんなイベントが企画されているので、どのということでもないのですが、例えば姉妹都市との関係はどうなっているのかですとか、あと東京伊達会がございしますが、そういった市外の応援者、支援者、関係者への周知、また何か参加するような機会はあるのか、その辺まで議論があったのか、そこまでは今回はなかったのか確認をさせてください。

○総務課長（椎名保彦） その件に関しましては、内部では話題としては正直出ませんでした。ただ、ことし姉妹友好都市シニアリーダー研修交流会が伊達市で行われますので、その際にはそのイベントもあわせて考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 50周年とか100周年ではないので、そんなに規模を広げてはという考え方もあるのかもしれませんが、ただ、ある意味、外に向けて市長がいろいろな政策を発信してきた伊達市でもありますから、この機会に外に向けてもぜひこのいろいろな伊達の周知、広報と言ったらいいのですか、進めていく一つの手段としてとらえたらどうかな、そんなふうにも思っておりました。

それから、その次は42ページ、43ページですか、ホームページのリニューアル事業のことについて少し触れさせていただきたいと思います。前回一般質問の中でフェイスブックやツイッターの話はさせていただいておりますし、細かい点については担当課のほうに私なりの今の現状の問題点などお話をさせていただいておりますけれども、リニューアル決まったのですが、ただこれまで当然時間がかかりますので、時間かかる中でどこまで現状を少し改善ができるかなというところをちょっと見ているのです。それは例えばですけども、現状で例えばまちづくりというコーナーがあります。大きな項目でまちづくりと。開くと3項目ぐらいしかありませんで、市長の市政執行方針がPDFで載っていたりするのですが、ちょっとそのまちづくりというコーナーにしては少し内容が足りないなというふうに感じております。いろんなことを伊達はやっていますので、いろんなカテゴリーでとらえられると思うので、そういったところもぜひ修正をしていただきたいと思いますし、そのリニューアルまでにですね、ですからこれはこの本体的な事業の話ではないのですが、現状の部分でやっぱり広報広聴の活動の中で新しいことに進む中で大変だと思うのですが、その点をぜひ直していただくとか、あとPDFが主流になっている資料の置き方も、これもちょっと、これも以前から指摘をしておりますけれども、やっぱりワンクリックで情報がとれるような状況に各課取り組んでいただきたいなと思っているのです。これは担当課だけの話でありませんで、各課、それぞれ多分紙ベースの資料をつくるので、その紙ベースをPDFにすれば簡単だという思いだと思うのですが、そういうものではありませんで、やっぱりテキストで張りつけていく、必要に応じてリンクを張っていくということがぜひ考えられると思っております。先ほど市政執行方針のほうのお話

も申し上げましたが、市長の方針の中にさまざまな単語が並べられています。並べられていますので、その単語ごとにテキストリンクを張って行って各課に飛んでいくようにすれば、もっとわかりやすい内容になるのです。ですから、そういった点もぜひ修正を急いでいただきたいというふうに思うのですが、リニューアル大変だと思うのですが、この点についてどのように考えているかお聞かせください。

○企画課長（石澤高幸） 今の例えばまちづくりの項目のページに関してですけれども、確かに項目が少ないというのは、それはそのとおりだと思います。今委員のほうからおっしゃったように、今後はそういう形でリンクを張るだとか、あとPDFに関しましても多いという、確かにそういう実態がございますので、そこら辺についてもできるだけ早目に修正できるものは修正したいというふうに考えてございます。ただ、技術的な問題もちょっといろいろありまして、すべてができるかどうかというのはちょっと定かではございません。ですから、できるところにつきましては、なるべく早く修正をかけたいと思っております。

○委員（小久保重孝） ホームページのことについては、あと1点だけ確認ですが、今企業バナーがかなり定着をして、いろんな市内の企業さん掲載をしていただいております。使用収益などは歳入を見れば大体わかるので、それはいいのですが、もう少し多くの企業さんに広く参加をしていただけないかなという思いもございます。

それで、ちょっとこれ気がつかなかったのですが、そのリンクを押しますと、そのまま伊達市のホームページから引き続き表示されてしまうということで、これターゲットブランクという設定をしないとイケないのです。これ多分担当の三品さんがよくわかっていると思いますが、ぜひ今伊達市のホームページからほかのページに飛ばないように、要するに伊達市のページが消えてなくなないようにうまく、外部リンクについてはターゲットブランクにするということをぜひ早急にこれやっておいていただきたいなと思っております。そうしませんと伊達市のホームページに戻るのに大変なので、よろしくお願ひしたいなと思っております。この点いかがでしょうか。

○企画課長（石澤高幸） その点につきましても、ご指摘のとおりでございますので、技術的な問題を含めまして早急に検討させていただきたいと思っております。

○委員（小久保重孝） では、よろしくお願ひします。

それと、私のほうから、あと44ページ、45ページでございます。これは先日、これも一般質問で確認をさせていただいたFMびゅーの伊達中継局の開局支援経費の関係でございます。たしか市長からは市民がどれだけ聞いてくれるかということ、またそこに向けてどれだけ民間企業が営業ができるかという点もちろん非常に大事な点で、7月の開局ができるかどうか、まだはっきりしていないようでありますけれども、認可の関係があつて、ただこの点、この支援経費を盛り込んでいただいたのは大変ありがたいのですが、引き続き次に向けてこのラジオという媒体を防災の視点や各課のそれこそ福祉関係のサービスの周知方法ですとか、せつかくある地域メディアでありますから、使い回すと、とにかく使い倒すぐらいぜひ考えていただきたいと思っておりますので、この点は今回の予算ではちょっと難しいでしょうけれども、これ以上はですね、ただ今後の部分で引き続き考えていただくかどうか再度一応確認をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○企画課長（石澤高幸） FMびゅうにつきましては、いろいろ使い方があってと思います。それにつきましては、先ほど委員のほうもおっしゃったように一般質問のほうでもお答えしているところでございますけれども、可能性につきましてはいろいろまだ今後も広がっていくということとはにかかるとあります。それらにつきましても今後また検討しまして、その放送枠の関係ですとかいうのもどんどんふやすかどうかとか、そういうことに関しましてまた内部で協議しながら進めたいとは思っております。

○委員（小久保重孝） よろしく願います。

それと、その上の8項目、伊達ウェルシーランド構想推進経費が計上されております。住んでみたいまちづくり課がなくなったのですが、企画のほうで今回予算が上がってきて、ある面ほっとしております。といいますのは、やっぱり少なからずまだまだ移住、定住のニーズというものがあって、説明を見ますと首都圏でのPRというのが載っているのですが、これ具体的にどんなことを考えておられるのかお聞かせください。

○企画課長（石澤高幸） これにつきましては、北海道移住促進協議会という移住、定住に熱心な公共団体が、自治体がメインなのですけれども、そこが参加している協議会がございます。そこで移住促進の首都圏プロモーションを東京で2日間行うというものがございます。そして、これに伊達市としても参加しまして、そこで移住、定住の促進ということで首都圏の皆様にはPRをするというものでございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。たまたまきのうもそれぞれ市外というか、道外の方なのでしょう、ミネルバ病院への通院というものを考えて移住をされてこられる方がいたということで、私の町の近くにお住まいになるようであります。やっぱりいろんなテーマというものを持って移住というのを考えている方が多いのだなということちょっと感じましたし、移住、定住というもう時代ではないというふうな声もあるのですが、ある面こういう非常に先が見えない中でこういう政策も引き続き行っていくべきだというふうに思っておりますので、ここは市長からこの移住、定住の政策について引き続きお考えをお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） 伊達市は私が移住、定住の推進をしなくても、もともとそういう町でございました。したがって、生活の中で安心というか、安全というまちをつくっていくということが移住につながるとあります。ただ、問題なのはその移住する方のニーズに合う土地の提供ということがちょっと難しい事情もありますが、何とかその点を確保できれば引き続きその移住というのは効果があるのではないかなと、このように考えておりますので、従前どおり進めていきたいなと、このように考えております。

○委員（小久保重孝） よろしく願います。

それと、最後はIT推進費のところ、西いぶり生活情報メール配信システムの運用負担金が計上されております。これの中身、簡単にちょっと説明をしていただけますでしょうか。

○総務課参事（木村壽信） お答えいたします。

メール配信システムの運用負担金でございますけれども、昨年7月から稼働しております西いぶり生活情報メール配信システムの保守管理の経費でございます、協定に基づきまして均等割5%、

人口割95%の割合で負担をいたしております。

○委員（小久保重孝） この利用者というのは数字としてあらわれていますか。

○総務課参事（木村壽信） 全体でいきますと約1万人の登録がございます。ただ、複数いろいろ、40メールございまして、複数登録されておりますので、延べで約1万人、伊達市の方につきましては共通含めまして約3,200人程度の登録がございます。

○委員（小久保重孝） 数がはっきりしましたが、改めてその登録ページちょっと確認をしたところ、ちょっと残念だったのは、過去のアーカイブがちょっと確認をできない、要するに今配信されているものも含めてですね、要するにメールで受け取っている部分では確認ができるのですが、登録をする前にどんな内容なのかというのを確認するところがないように思うのですが、これは私が見落としているのでしょうか。

○総務課参事（木村壽信） おっしゃるとおりでございまして、システムのそういう部分がございますので、提供できていないということになります。

○委員（小久保重孝） それであれば、多様な今コンテンツを配信をされているので、そのコンテンツごとにアーカイブ、また最新のものをネット上でも確認ができて、登録の上での助けにもなるように、ぜひその辺の修正も含めて担当者レベルでお話をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課参事（木村壽信） 技術的な問題もございますので、ここではっきりお答えはできませんけれども、担当者が集まった席でそういうものも要望がございますということでお話ししたいと思います。

○委員（吉野英雄） 予算書の40ページ、41ページにかかわって、総務費の総務管理費の中の財政管理費に関連してお伺いをしたいと思います。

それぞれ各基金への積み立てがそれぞれ予算計上されております。それで、歳入のほうともちょっと関連するのですが、特に財政調整基金積立金について、歳入のほうで4億円入れて財政調整を図るということでございます。一方のほうで積み立てをやるわけですが、平成22年の決算書類によりますと、3月31日現在で財政調整基金が13億5,000万ほど、整理期間中の増も入れると16億ぐらいというふうに承知をしております。そのほか各種基金、それから減債基金などを合わせますと、22年度の決算審査意見書の中の資料見ますと全部で40億ぐらいあるということになります。基金はもちろん特定目的、使用目的が決まっている基金もありますから、それでこの基金の中であるいは政策的に市長がさまざま政策を実行していく際に自由度のある基金というのはどれとどれなのでしょうか。

○財政課長（本間孝美） お答えいたします。

今申し上げましたとおり、財政調整基金がまずございます。それから、備荒資金、これは基金ではございませんけれども、備荒資金組合の備荒資金の超過納付金というものが自由度がございます。それから、ちょっと関連違いますが、減債基金、これが公債費の償還に充てられる一般財源のほうに充てられるということでございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） それで、私も95年から議員になりまして、そのときにはもう大変市の財政状況が厳しい状況で、財政調整基金なども大変少なかったと思います。それで、菊谷市長になられてからさまざまなもちろん改革とかやられて、そして政策的に自由度が図られるような財政調整基金の積み増しというのをやってこられたと思うのです。それで、先ほど今会計のほうからお話がありましたように、財政調整基金あるいは備荒資金、減債基金のほうは公債費の返還に充てる基金ですので、あるいは目的基金というふうにとらえていいと思います。それで、自由度のある程度確保されているものについては政策的な課題に対応するためにこれを充てていくということになると思います。それで、今回の予算書の中で4億円を取り崩して全体の予算に充てるわけですが、これまでやっていなかった事業等で、これをこれに充てるというのはなかなか難しいのかもしれませんが、特徴的に取り組まれている政策的課題への財政調整基金の活用と申しますか、そういったものの、主なもので結構だと思いますが、こういったものが挙げられるのかお知らせください。

○財政課長（本間孝美） 確かにどれに充てると、一般財源でございますので、なかなか難しいのでございますけれども、今回の選択と集中という中で冒頭にも市長が申し上げましたけれども、そういった中で産業のいわゆる振興、東日本の震災絡みもございましたけれども、その産業の振興、それからまちづくり、地域基盤の整備ですね、プール、体育館、体育館はもう完成いたしました、そういったものに選択と集中で、主立ったものというところと申す言い方になるかと思えます。

○委員（吉野英雄） それで、毎年の決算を見ますと、これは当初予算ですので、さまざまな今後の国のほうの交付税措置や補正予算などで活用できる事業というものも出てくると思います。これは決算を見てみないとわからない部分が多々ありまして、財政調整基金も一たん繰り入れて決算時にまた積み直しするというようなことが毎年やられているわけですが、これらについて予測をしろというのは、これは大変難しいことかもしれませんが、毎年度の関係でいきますと、財政調整基金一たん取り崩して4億入れているわけですが、これらについてはまだこれから始まるところで、予測しろというのは無理かもしれませんが、どのような感触と申しますか、感触で結構だと思いますが、これらについてちょっとお聞かせをください。

○市長（菊谷秀吉） 私も市長になって14年目になるわけですが、以前議員もやっておりましたので、大体一般論的に3から5億ぐらいの基金繰り出しであれば年度中にほぼ取り崩しを回避できると、実質的な取り崩しにはつながらないというのが過去の実績でございました。それがありますということと、今回の目玉というのは、ご案内のとおり東日本大震災の絡みで1億七千何百万かとりあえず基金を取り崩しをして、一般財源を使って、それは将来的にはリースで戻ってくると。これは商工会議所の関係もそうでございますので、それを考えると実質的には基金取り崩しというのは、実質一般財源を使うという形式上の予算としては2億ちょっとということだろうと思えますけれども、ただリースだっていつ返ってくるかどうかかわからないと言われればそれまでのことですが、したがってこれは投資だというふうに私は表現できるのではないのかなと、そういう認識でございます。

○委員（吉野英雄） 今の市長のご説明、そのとおりだと思います。政策的に選択と集中ということが掲げられておりますから、どこに集中して財源を振り向けるかというふうなことについては十

分検討して進めていかななくてはいけないというふうに思います。

それで、私はもちろん自由度があるといっても、これは政策的にどうしていくかということのいわゆる総合的な判断がなければ、そこに財政調整基金、全体に限られた予算の中で財政調整基金を政策的な課題に振り向けていくということは、これはやっていかななくてはならないことだけれども、もちろんそこには十分検討されてやっていかななくてはいけない問題だだと思います。今後やはりさまざまな市民要求というのはもちろんあるわけですが、その中で政策的に市長として判断してこれはやるべきだというような場合については、この財政調整基金、全体にもうほかに活用する基金がなければ財政調整基金、あるいは特定目的の基金を活用してやらなければならない課題というのもあると思うのですが、その辺の特定目的基金で活用できないというような事業が出てきた場合については、財政調整基金をまた振り向けるか、あるいは全体的な予算調整の中でやるのか、その辺の考え方はどうなのでしょう、市長。市長なのか、会計なのかわかりませんが。

○市長（菊谷秀吉） これは考え方でございますので、ただ昨今基金が相当余裕が出てきましたので、できるだけ目的に沿った形で基金を積んでいこうと、具体的に言いますと体育館も本年完成しますが、相当古くなってきましたカルチャーセンターの補修とか、あるいはその他の公共施設の関係がありますので、その修繕積み立てを既にやって、財政が厳しくても前もって積み立てを生かして、事前にやることによってコスト下げられるのではないかというような取り組みもいたしておりますので、その点は大体は財政的に、突発性というのはたまにありますけれども、大体は予測できますので、そういった基金の積み方も今後必要になってくるのではないのかなと、こういうふうに考えております。

○委員（菊地清一郎） 45ページの総務管理費の中から自治会活動経費、小規模……
〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（菊地清一郎） 失礼しました。8までですね。失礼しました。

○委員長（大光 巖） ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費から第8目IT推進費までの質疑を終わります。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目住民自治活動推進費から第3項徴税费について、44ページから53ページまで、136ページから139ページまでの質疑を願います。

○委員（菊地清一郎） 45ページの自治会活動推進費、そして小規模集会施設維持管理費、小規模集会施設整備事業、関連ございますので、まとめてお伺いしたいと思います。その前に市長さんにちょっとお尋ねしたいことがございます。これからの自治会の果たすべき役割、位置づけ、その辺をどのようにお考えになられているのか、そしてまた自治会に対して今後何をご要望されるのか、さらに自治会の自治というか、そういう今後の伊達市の方向性、そういうものをどのようにお考えなのかをお尋ねしてから質問に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） 自治会に関しましては、もう今さら申し上げるまでもなく、市が行政活動を推進していく上ではなくてはならない組織でございます。ただ、これから課題としては高齢化が進

んできて、なかなか自治会の役員のみなり手がいないという問題が非常に大きな課題だと思っています。それから、やはりそれぞれの地域ができるだけコミュニティーを維持していくためには、その地域のよるべきところということが非常に重要になってくるのではないのかなど。したがって、そこら辺を含めて自治会側と十分話しながらそれに対応する対応策を考えていきたいなど、このように考えております。

○委員（菊地清一郎） ありがとうございます。本当に私もそのとおりで思っていてまして、伊達市の人口がどんどん、どんどん減少する中、高齢化率も30%を超えてしまっている、そういう現状がございまして、またさらに今後そういう数値がどんどん、どんどん大きくなるという現状がございまして。今市長さんがおっしゃられるように、なかなか自治会の役員になるなり手がなくなったということも現実でございまして、そういう中でいろいろ市のほうから自治会長さん、もしくは連合自治会長さんという立場の方々にいろいろなご要望等々が寄せられて、これをしていただきたい、あれをやってもらいたいというようなことがふえていると、そういう現状がございまして。そういう中で、先日一般質問もさせていただきましたが、自治会のコミュニティーといいますか、話し合いの場というのはやはり自治会館という場所、そういうところが大切な部分になってきておりまして、その中での維持管理もしくは修繕、それが先日の一般質問のときにも市内42カ所ですか、そして福祉ホーム等の小規模施設が11カ所ある、そしてその中でほとんどが老朽化してきているというようなお答えがございました。それで、本年度4月1日に新しい自治会の建設補助に関する条項が改定されて執行されるという、そういうようなお話でございまして。そういう中で、いま一度今回のまず小規模集会施設の維持管理費93万円、それから施設の整備事業454万円ですか、この違いがどういうものなのか、まずその辺からお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○自治防災課長（阿部正義） お答えいたします。

小規模施設の維持管理費の93万2,000円につきましては、旧福祉ホーム及び旧身障者福祉ホーム、これ11館あるわけなのですが、その修繕費として30万円を計上しているところでございまして。そのほかに消防設備関係の点検、これが59万2,000円でございます。備品購入ですが、消化器、耐用年数を経過しているものがありますので、それを取りかえると、備品を購入するという形で4万円、合計93万2,000円を計上させてもらっているところでございまして。それとあと、小規模集会施設の整備事業の454万7,000円でございますが、元町福祉ホームを24年度で建て替えたいということでありますので、現在市の所有物でありますので、その解体工事費と外構工事費合わせて454万7,000円を予算計上させていただいたところでございまして。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） 大体わかりました。その中で自治会活動推進費ということで新規に元町会館の整備事業助成金というのが資料で1,500万ほど計上されておりますが、新規に例えば大規模な修繕、屋根の張りかえだとか外壁の張りかえ、新規に大規模な修繕等しますとかなりの金額がかかります。それこそ本当に数百万かかると思います。また、さらに解体、新築となりますと、それこそもう1,000万単位の金額が出てまいります。しかしながら、今小さなところの集会所、自治会館等々はそれだけのお金がなかなか積立金がないと。大きい世帯のある自治会の方々はあるかもしれ

ませんが、しかしながら小規模もしくは中規模の自治会単位の中ではそういうお金がございません。そういう中でその自治会館というものを少しでも修繕しながら長く対応していくということがやはり必要かというふうに考えるとところなのでございますが、そういうためにも、例えば修繕項目、これまでは塗装工事、塗装ということが修繕の内容に含まれておりませんでした。しかしながら、私は外壁だとか屋根を大規模に取りかえることができない、そういう施設に関しましては、塗装しなければもう耐用年数がなくなってしまうのです。それで、その塗装も先日の一般質問でもちょっとお話ししましたが、足場を組んだだけでも10万、15万すぐいってしまう。そういう中で、まず塗装という項目を修繕の項目に入れていただきたいというふうに考えます。その辺のお考えは、今作業中ということも伺っておりますけれども、とはいえ今もう3月に入りまして4月の1日施行ということですので、その辺のお考えをあえてお聞かせしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

自治会館、それから小規模施設、今基準をつくっている最中でございますが、新築は大体上限設定をしておりますが、小破修繕のたぐい、これ非常に基準的にはなかなかちょっと難しいところがあります。ですから、私たちのほうで考えたのは、どちらかという大規模修繕的なものと考えて、今までイメージして補助の考え方をつくってまいりました。今委員おっしゃった小破修繕、ですから基本的には建物の耐用年数を延ばすものというのが私たちの基本にございますので、ちょっと今のペンキの部分は必ずしも今までの考え方の中には入ってございませんので、改めてこれは内部で検討しながら、耐用年数を延ばすものかどうかというところでもう一度整理をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） 塗装ということが耐用年数的に建物の維持をするという上で非常に重要な部分になってくるということをぜひご検討していただきたいというふうに願うものであります。

それで、次に一般質問の一部内容重複する部分もあって恐縮ですけれども、備品類、例えば何から何までというふうには私も考えておりませんし、そういう部分を言うつもりは全くございません。しかしながら、小規模、中規模の自治会にとってはその備品というのも非常に大事な部分になってくるわけです。例えばその備品というもの、いす、テーブルの話をさせていただきました。これも今どうしても高齢化に伴いまして会議のときに座ることができないというような部分が非常に多くなってきているのが現実でございます。そういう中で、何も10脚も20脚もという話はしておりません。せめて数脚ぐらいのいすとテーブル、そういう足が悪くなって座れない方々に対してぜひ補助をお願いしたいと、そういう部分をこの管理費もしくは修繕費等々に組み込んでいただけないかというふうに願うわけです。その辺いかがでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） 今の点、年に数回自治会の会長さん方の集まりとか、それから連合自治会長の会長さんの集まりとかがございますので、今の点を含めて十分地元の自治会の意向も聞きながら判断をしていきたいと思っております。ご指摘の点は全くそのとおりに思っておりますので、どの程度できるのか、一斉にやられても財政的な問題もあるので、そういった財政的な縛りも含めて十分意見を

聞きながら判断していきたいなど、このように考えております。

○委員（菊地清一郎） ありがとうございます。ぜひひとつよろしくご検討お願いして終わりたいと思います。

○委員（上村 要） 大滝区の件についてですが、45ページの住民自治活動推進費の件の3番目の大滝区共同浴場の維持管理費についてお伺いをいたします。

ここに予算上金額的には946万7,000円ほど出ているわけですが、これの内容をちょっとお伺いしたいのですが、よろしくをお願いします。

○大滝総合支所長（今井 良） この内容でございますけれども、主に電気料がございます。それから、水道、下水料も当然、下水道料金もかかってまいります。それと、あわせて管理の消耗品等、新しくなった関係上、いろいろお金がかかってくるわけですが、一番大きなのは共同浴場の維持管理に対する委託料、これがおよそ350万程度必要になってきております。これが2カ所の共同浴場、まず従前からございました北湯沢、それから新しくなりました優徳町の共同浴場、やはりウエートが大きいのは新しくなって、面積も大きくなった優徳の共同浴場のほうが大半を占めているという状況でございます。

以上です。

○委員（上村 要） わかりました。北湯沢も含めての管理費ということでございます。そこで、昨年優徳については新しく共同浴場が整備されまして、もとは市民だけというか、大滝の住民だけということだったのですが、今現在は広く他町村からも利用できるという公な、本当に公な施設になっていると思うのですが、昨年の利用率といいますか、利用状況はどういうことだったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○大滝総合支所長（今井 良） この利用状況でございますけれども、今までと違いまして過疎債を導入したということで、広く観光的な意味も含めてたくさんの方に利用していただきたいという状況で事業進めてまいりましたが、まずやはり大滝区の方々が非常に利用率は高いわけでございます。1月末現在でございますけれども、およそ2万3,000人ほどが大滝区の住民と。さらに、伊達市全体、大滝区以外では4,300人程度の方々が利用されております。その以外は非常にたくさんのところからお見えになって、札幌市の方々が非常に利用されているのが見受けられまして、500名以上の方が昨年利用されていると。これは室蘭市からおいでになっている方も500名程度でございますし、遠くは利尻、礼文からという利用もございまして、非常に北海道の中、さらに全員が利用台帳に記載されているわけございませんから、これ以上の利用客もあるとは思いますが、非常にたくさんの方々がこの大滝の共同浴場を利用されていると、そういった状況でございます。

以上です。

○委員（上村 要） 全道的にも多く利用されているということでもありますので、そういう方向で進めていただいたという、設置していただいたということはよかった結果だと、このように思いますけれども、そこでこの今ある施設に対しての改善点だとか、ここはこうしてほしいだとか、そういうような要望といいますか、そういうものがあるのかどうかちょっとお伺いします。

○大滝総合支所長（今井 良） 小さいことは結構ございます。例えば冬、浴場の中の寒気が非常

に強くてふろに入っていれば寒いという状況も聞いております。これにつきましても技術のほうといろいろと協議して、段階的に下げるとか、いろんな方策はとってきておりますけれども、やはり一番問題なのは大滝区の外気が非常に冷たい、寒いということで、どうしてもその外気との差が生じるわけですから、それをとめてしまうと中が曇って前が見えないという状況でございますから、いろんなことも含めて検討はしておりますし、そのほかの小さいことはやはり建物が新しくなった以上いろんな苦情等はございますけれども、その都度改善している、また委託業者とも十分話していると、そういった状況でございます。

以上です。

○委員（上村 要） そうしますと、大きな問題はそうないと。ただ、通常営業していく中ではやっぱり小さい苦情といいますか、利用するほうにすればいろんな要望は出てくるのは当然だと、これがすべてよしということはないと思いますので、それぞれ対応していただきたいと、このように思います。

それで、もう一つ最後にこの浴場なのですが、立派な浴場できまして、横に優徳の集会所の施設があるのですが、その集会所の前のほうが駐車場ということで現在使われておまして、国道453に面した共同浴場の前は旧の浴場を取り壊して、その後若干火山灰入れてちょっとならしてという程度の整備になっているわけですが、こちらあたりは将来的にはもう少し小ぎれいにするとということも必要でないかと、このように思います。

それから、もう一点、その優徳の集会所といいますか、このところについては土日、祭日だと思ったのですが、農家の人が直売店開いていますから、当然そういうのと重なり合うといいますか、駐車場がですね、そういうこともありますので、できれば共同浴場の前のほうの、どういう整備になるかは別として、整備を今後検討いただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

○委員（吉野英雄） 第2款総務費の50ページになります。第2項職員費の1の職員管理費の中の5番、職員研修費について、まずお伺いをいたします。

金額的には前年度予算から80万ほど増額というふうになっております。それで、昨年の決算委員会でもこの職員研修費の中の特に東日本大震災を受けて防災特別研修などについて質疑した経過があります。その中で、当時のお話では宇井先生に来ていただいて現地研修を、決算委員会のやっているときですから、10月ですか、に実施する予定だというような話がありまして、同時に東日本大震災の津波の避難の実態などを見て、今後の有珠山噴火やゲリラ豪雨、あるいは津波などが予測される中で避難所運営などの先頭に立つ職員の研修を見直していきたいというようなご答弁がありました。それで、平成24年度、今回の予算の中でこうした取り組みを特徴的にやられるような計画になっているのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

この職員研修費でございますけれども、職員研修の中には予算執行を伴う研修と予算執行を伴わない研修というのがございます。予算執行を伴う研修といたしましては、今年度ですけれども、管理職を対象に自衛隊の札幌のほうから本部長を招いての危機管理研修などといった取り組みをして

おります。また、防災研修については、それ以外のいわゆる防災研修につきましては予算執行を伴わない研修といたしまして所管課のほうで担当してもらっておりまして、そういったものは来年度以降も継続されるというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） それで、この後津波ハザードマップとかそういったものもこれから24年度になって明らかになってくるというようなことになってまいりますと、先ほど課長がおっしゃられていたいわゆる予算執行を伴わない研修の中でやれる部分というのは当然あると思いますが、そういったハザードマップ等も検討した上で、机上でやるのか、あるいは実際に訓練をするのか、そういったものも含めてやはり、この職員研修費の中でやれるかどうかという問題はありますけれども、具体的にやはり検討していく必要があるのではないかなと、こう考えているのですけれども、それらについてはお金が伴うとなれば補正を組まなければいけないというふうな問題も起きてまいりましょうけれども、今予想されるものはやっぱりいわゆる津波ハザードマップに基づく訓練などをどうしていくのか、研修上どうしていくのかということが課題になると思います。有珠山噴火からも既に十数年たっていますから、有珠山噴火も当然予想していかなくてはいけない問題ですけれども、そういった防災計画そのものの見直しなどを伴って研修をしていくというふうなことも必要ではないかなというふうに思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○総務部長（篠原弘明） 特に津波に関しては今津波の高さが示されるということですから、そこから、その時点から津波防災計画については見直しを図るということでございます。ですから、いろんな意味で今対策も考えてございますが、やはり職員に周知していくことも非常に重要でございます。職員研修でやる部分と防災のほうで予算を盛ってやる部分と2種類ございますけれども、これは特に有珠山のことは今までも当然やってきておりますけれども、この津波に関しては特に重要な事項として研修等を実施していきたいと、このように考えてございます。

○委員（吉野英雄） それで、東日本大震災のあれを見ますと、もちろん津波の場合はもうてんでんばらばらでもいいから、とにかく高いところに逃げろということは当然今回も言われているわけですけれども、それにしてもやはりそうなった後の職員の自治体としての対応ですとか、そういったものが当然必要になってくるわけで、そういった点でのやはり事前に、津波というのは予測ができないですから、事前にやっておくということがどこまで効果あることかというもちろん話もあるわけですが、そういったものを想定をしてやはり事前にそういった研修をやっておくということがどうしても必要になってくると思いますので、この辺国の予算のほうでどういうふうについていくのかわかりませんが、これらについてやはりしっかりやっていくということで、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 問題なのは、実際に有事があった際にどこを避難所とするのか、その避難所にだれが行くのかという、それから食料をどう確保するのか、水を確保するのかという各論をやらなると絵にかいたもちになるのではないかと思います。そんな意味で今ご指摘のありましたように職員が、住民ももちろん大事ですけれども、その前に職員レベルでもやっておかないと、避難者は来たが、全然誘導できなかったでは、これはもうかえって悪くなってしまうので、ご指摘のよ

うに机上含めて事前研修やって、できればこの前答弁しましたように実際に避難訓練をすると。やはり人員配置を間違えますと大変なことになります。それともう一つは、先ほど部長言いましたように津波の高さによって避難の想定が相当変わってしまうので、課題もありますので、やはりそこがしっかり出てきた段階でないとなかなか現実には対応しづらいというのはあります。したがって、そこら辺を十分踏まえながら、年度内に補正組む場合ももちろんあり得ると、こういうことで検討していきたいと、このように考えております。

○委員（吉野英雄） 職員研修の関係はこれで終わりたいと思います。

それで、次の2の職員給与費についてお伺いをしたいと思います。同じく50ページです。ここに27億7,000万円ほど計上されておりまして、職員給与と嘱託、臨時職員の賃金合わせているわけです。前年比でいきますと7,000万ほど減額になっております。これは職員の人数が減ったということで計上されているわけですが、平成22年度から比べますと23年度で13人減って、24年度、今年度の予算では9人減るという予想になっております。一方で嘱託、それから臨時職員の、嘱託の数と臨時職員の賃金についてはふえているわけです。いわゆる職員構成が全体に嘱託、臨時のほうへシフトしているという言い方は、これは失礼かもしれませんが、全体の市役所の業務をこなしていくためにはこういう形にならざるを得ないということなのかというふうに思っております。それで、職員のこういった状況を踏まえた上で、職員定数というのは現在何人になっているのでしょうか。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

職員定数のご質問ですけれども、条例で定める職員定数は347名になっていたかと思えます。しかしながら、平成23年度におきましては、実職員数といたしましては、派遣職員2名を含めまして328名、次年度は派遣職員を含めまして317名となる予定でございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） それで、これは条例定数で347ということですが、さまざまなアクションプランをやったり、いろいろやって、もちろん業務改善とかそういうのをやりながら、この条例定数を踏まえながらもやはり職員を減らしていくということは、その業務のいわゆる負担ですとかそういったものも勘案していきますと、これで正しいのかどうなのかというのいろいろ議論はあるところですが、そういった方向性で努力していくということは、これはもちろん大事なことだなというふうに思っております。

それで、先ほどの職員研修の問題とも関連するわけですが、有珠山噴火時の平成12年、これでの職員数の比較というのはどのようになっておりますでしょうか。

○職員課長（松山和憲） 有珠山噴火当時の職員数の比較ですけれども、平成18年3月1日に大滝村と合併しているんで、ちょっと単純な比較は難しいかと思いますが、当時の旧大滝村の職員を含めまして平成12年の職員数というのは494名になっております。ただ、ご案内のとおり平成17年には消防の広域再編もありまして、消防のほうの一部事務組合化されておりますので、単純比較は難しいと思えますけれども、その消防を含めて平成12年が494名、それに対して現在が先ほどお話ししました328名となっております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 消防職員の部分については、事務組合として別になりましたので、そこのところはまた別な機会といいましても、私も広域連合の委員でありませんで、広域の委員でありませんで、論議する場は余りないのですけれども、一般職員数で見ますとやはり減少しているということだというふうに思います。昨年発生した東日本大震災では全体的に自治体の職員減、これはやむにやまれず、いわゆる地方財政が大変だということでご努力されて地方自治体の職員、一般職員を減らしてきたわけです。それに対してこういう大災害が起きまして、自治体として避難所の運営だとか、さまざまな防災に対するおくれですとか、そういったものが指摘をされて、自治体力の低下が大きな問題になっておりましたので、現在の職員数で対応が可能なかどうか。これは実際に起きた災害がどの程度の規模かによってこれ対応が違いますから、一概に言えませんけれども、やはり今回の津波の避難所の運営などを見ますとさまざまなやっぱり問題点や何かも明らかになっていると思います。それで、このままのいわゆるアクションプランや改革の今まで取り組んできた方向性で果たしているのかというところを改めてやはり検討してみる必要があるのではないのかなと、あるいは防災計画の中でそういった面も含めて論議していく必要性はありはしないかというふうに思っておりますが、この辺についての考え方を市長にお伺いして終わりたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 職員は、これは一般職の話で、私はそこをそんなに減らせないだろうと思っています。ただ、私が市長になってずっと心がけてきたのは、いわゆる現業部門と言われる部門の職員を削減しよう。一時的に例えば私になってからでは農業センター、それからごみの収集部門とか、いろいろやってきました。あと、今やっていますのは保育士の不補充とか、あるいは学校の業務職員、いわゆる用務員さんと昔言った、ここの不補充、これを一般職でなくて臨時とか嘱託にかえていこうと、こういうことで一般職全体としては減らしてきていますけれども、実際にやる職員の数はそう減らせないだろうと。それから、もう一つはいわゆる課とか部の統合をこれから図りながら管理職の数を減らしながら、職員数は減らしていけるものは減らしていこうと、こういう考えですから、俗に言う兵隊さんの数はもうそんなに減らせないということでやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） これでやめると言ったのですけれども、もう一回。

実は、もちろんその兵隊さんはこれ以上減らさないということでしたけれども、前の職員研修とも関係するのですけれども、やはり幹部職員をどのように養成していくかと、やっぱり現場で、もちろんこの一般職員が対応していく部分もありますが、全体的な総合調整や何かやったりするのはやっぱり幹部職員が中心になってやっていかなくはいけないわけです。一般職員に全部責任を持たせて、こうこうこうだというふうに、もちろん責任持ってやっていただいていると思いますが、そこを陣頭指揮とって行くのはやっぱり幹部職員ですから、そこのところをどのように養成していくのかというのが大変問題になってくると思います。

それから、先ほど現業部門についてお話がありました。今回は、大震災見ますと、いわゆる学校の先生はもちろんですけれども、保育所の先生方の大変な、災害に対する命を張って子供たち守っていくというふうな取り組みもありました。ですから、もちろんこれから一部民間委託されていく

ような問題もありますけれども、それであっても災害時にどうしていただくのかというふうなことはやっぱりしっかり連携をとっていかなくてはいけないということと、それから災害が起こった後の復旧などについてはやっぱり現業部門の専門的な職員、もちろん建設業だとかありますけれども、市役所の中の建設部での専門的な知識を持った人間と、それから業者との関係をどうしていくのかというふうなことをやっぱりきちっと考えていかないといけないなというふうに思っております。この点について市長の考え方ありましたらお聞かせを願って、これで本当に最後にしたいと思いません。

○市長（菊谷秀吉） 最後の専門的な部分の話であります。私がかねてから申し上げているのですが、財政がどんどん厳しくなってきたり、より効率性を求められて、今お話のあったようにより専門的な知識も一方では求められていると。これどうするのかと。この矛盾する関係をですね。私が申し上げているのは、地方における都道府県と市町村の関係、この中でやっぱり十分議論していく必要があるであろうと思います。例えば私どもでいうと特殊な分野の技術専門職員は異動がほとんど実はできません。すると、同じところにずっといなくてはなりませんし、能力があっても上に上がれないという問題も一方ではございます。したがって、前回支庁再編問題でどうも議論が変な方向に行ってしまったけれども、私は地方のあり方について、都道府県と市町村の関係が全然議論されなかったと、ただ単に権限の取り合いみたいなイメージとか、あるいは支庁を残せ残せというその情緒的な議論ばかりで、本当に住民の目線に立った議論ではなかったのではないかと、こういう反省から、私はこれから大事なことは、国と地方の関係もさることながら、都道府県と市町村の関係も十分考えていかないと、より効率的に、より住民の目線に立った行政サービスをするといってもなかなか現実には進まないという実態がございますので、こちら辺は私も市長会の役員でもありますので、十分その市長会あるいは町村会とも話をしながらこういった関係をやっていかないと、まだ私どもはいいのですが、もっと小さい町はもっと厳しい状況にあると、こういうことだろうと思いますので、そういう考えで全体的な、伊達市に限らず地方のあり方について十分考えながら、そして肝心な伊達市についても十分わきままえながらやっていきたいなと、このように考えております。

○委員（小久保重孝） 私のほうは、46ページ、47ページ、コミュニティセンター費の運営管理委託料のところでございます。いつもやらせていただいておりますが、今回も減額ということで、これも議論してきておりますので、中身はよく承知をしておりますが、昨年たしか総務部長のお答えでは新しい管理体制を進めていくということの中で、私はできるだけ地域の管理を引き受ける自治会の役員さんとしっかりと話を進めてくださいね、丁寧な対応を求めたわけでありましてけれども、今回の数字を見ながら各地のコミセンと話をもちろんつけた中で、納得をした中で出てきていると思うのですが、それぞれいろんな要望があったと思いますので、すべてお答えいただくことは結構なのですが、特にこういう要望が強かったというところがあればお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○自治防災課長（阿部正義） この間、新しい管理体制について各コミセンと粘り強く話をしてきました。最終的には管理人の雇用ではなくて、手当方式に切りかえるという形で理解を得たところ

でございます。それに伴って管理人が雇えるというか、要るのかどうかという問題、働いてもらえるのかどうかという問題の懸念はありましたけれども、各コミセンのほうで調整しながらうまく進んでいるというふうに聞いております。また、それに伴う要望につきましては、住民に対する周知でございます。役所のほうでその文面をつくりながら、各地区に申し込み時間帯が変わりますというふうな形でもって印刷をして自治会配付をして対応しているところでございます。また、既にその体系につきましては長和のコミセンで従前からやっております、特に問題点もなかったことから、4月から変わりますけれども、大きな混乱はないだろうというふうに思っています。特に要望等については大きなものについてはございませんでした。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 担当のほうでは丁寧に対応してきょうに至っているというふうに理解しているのですが、特に要望がなかったという点は、これはちょっと違うかなと思っております。逆に言うと、余り言っても無理なものは無理なのだろうなということと言わないことが多いのではないかな、そんなふうにも感じております。1つだけ申し上げると、例えばこれは有珠ですけども、当然開館時間の問題が影響を受けますので、そのことによってどういうことになるかという、やっぱり地域の子供たちがそこで読書をする、その場になっていたけれども、予約をしないとその場が利用できないようなことになるわけです。要するに予約をしている時間内は人がいるけれども、それ以外の時間帯というのはいないわけですから、閉まっているという状況が出てくるということです。これは、ずっとそうかということちょっとつぶさにわかりませんが、やっぱりそういう懸念があって、そういうところの対応はどうするのかということもその地域に任せられている中で非常に困惑しているようなお話も聞いております。そういうことに対しては長和方式からどのようにではすればいいのかという点は、どう各コミセンと話がついているのでしょうか。

○自治防災課長（阿部正義） 利用の形態につきましては、予約のあるときは当然でございますが、予約のないとき、これは午前中と夜間に限って人をつけないという形でもって、12時半から5時半までについては管理人を常駐させるということで対応してございます。子供の利用については、主に放課後が多いものですから、3時から5時の間の利用が多いということで、その時間帯については支障がないと、管理人がいるという状況でございますので、大きな混乱はないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） それは冬分の休みとかの期間とか、そういったものも配慮されていますか。

○自治防災課長（阿部正義） 冬休み、夏休みの間については、これから初めてやっていくわけなものですから、24年度を試行期間としながら順次制度を、制度というか、開館時間の変更等を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 始まったばかりということの中で懸念されるところがあるから、いろんな不協和音もあるのかなと思っております。動き出さないと始まらないということもございましょうから、それも見守っていかなければならないのですが、いろんな課題が出てくる中でお願いをした

いのは、やっぱり先ほどから申し上げている丁寧な対応をしていただきたいということでございます。行政としては、また議会としても経費の削減というものは行政改革の一環として大事だということも申し上げてきておりますけれども、しかしこれも申し上げておりますが、やっぱり地方に行けば行くほど手間がかかるということ、これ同じことではないかな、行政が、私たち伊達市が抱えることと各自治会が抱えている悩みと、それはやっぱりきちんと受けとめることが大事だというふうに思っておりますので、ぜひその点は丁寧をお願いをしたいと思っております。

それから、同じページの交通安全推進費の交通安全啓発費であります。前回よりも減額されております。これいつものことでございますけれども、改めて交通安全の取り組みというものが新しい年度の中で取り組まれているのかどうか。また、以前から提案をさせていただいております伊達警察署などがつくった危ない箇所のマップですとか、そういったものを、今回防災のこともいろいろとあるわけですが、この交通安全に限って考えたときに、そういうマップというものもどんどん取り組んでいくべきだという話もしているのですが、なかなかそれに対するお答えがなくて、今回この中に入っているとは思わないのですが、その辺の考え方についてお伺いをしたいと思っております。

○自治防災課長（阿部正義） 交通安全の啓発費の関係でございますが、30万ほど減ってございます。これは今まで全国運動の啓発チラシ、春と秋ですが、これ全世帯分購入して配付したものを、これを班回覧に回したことによる減でございます。その費用対効果を考えますと、A4のチラシになりますけれども、相当経費がかかって効果が薄いということもありまして、これ班回覧にさせていただいたところでございます。

それと、交通安全に対してのマップの関係でございますが、警察署等とも協議してございまして、実は警察署のほうはまだ事故のあった箇所等については紙ベースでしか持っていないということで、なかなかそのデータを拾い出すのが非常に困難でありまして、今伊達警察署と自動車学校とでいろいろ協議しながらいろいろなマップをつくってございますので、それらのマップを活用をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 今課長前向きな答弁をいただいたと思うのですが、ただ一方で今最後のほうで警察のほうでの紙ベースでというところで非常に不安になるのですが、自動車学校と警察と取り組みながらやっているというところはわかるのですが、実際に、では具体的に今担当課のほうでそれを新しい年度の中でまとめるということなののでしょうか、それともそれは警察と自動車学校がやっているのを見守るということなののでしょうか。もう少しはっきりとお願いいたします。

○自治防災課長（阿部正義） お答えいたします。

私どものほうとしても、各危険箇所等でどのぐらい交通事故があったのかということで実際に調べようとしても、過去の台帳全部めくっていかなければその箇所の事故件数が出てこないという状況でもありますので、そこら辺事故処理に当たっている警察官等が十分承知だと思いますので、そこら辺と協力し合いながら、できるものについてはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） これをやめますが、以前にもそういうお答えだったのです。それこそ日常的に交通事故はもう本当にございますし、警察のほうに聞けばそれは大変な作業なのです。ですから、それをある面何か協力ができるとすれば、やっぱり伊達市のほうでももう少し踏み込んで協力をしていかない限りできないのかなというふうに私は感じたのです。要するに警察のほうはそれが仕事ではなくて、やっぱりいろんな意味での法的な取り締まりも含めて別の仕事があるわけですから、そういうところでももう少し間にだれか立てるといこともないのですが、コミュニケーションをとって進めていかないと、幾ら提案をしてもそれは進まないのではないかとというふうに感じております。ですから、要は今も出されているものはあるのですが、もう少し細かくいろいろな部分が情報としてわかって、さらにもっと多くの市民の方にそれがわかれば、そのことが非常に効果を生むのではないかと、非常にもったいないなという思いで申し上げているのです。さらにはそれをベースに、これは前に申し上げたけれども、信号機の設置や道路の拡幅も考えるべきではないかと、そんなお話でありましたので、もう少し、これせつかくそういうデータが積み重なっていくわけですから、ぜひ活用したいと思っておりますが、最後これご答弁いただいて終わりにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○自治防災課長（阿部正義） そのデータづくりについては、伊達警察署と協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（辻浦義浩） 1点だけお尋ねをしたいと思っておりますが、先ほどの職員研修の件ですけれども、51ページになりますけれども、上下関係とかコミュニケーション能力、そういった意味の研修については取り組まれているのでしょうか。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

上下関係というのがちょっとわかりませんが、いわゆる接遇といいますか、そういったような研修については、特に新任の職員研修などで含まれております。また、コミュニケーション能力の育成といったような研修につきましても専門研修ということで、今定住自立圏の中で3市3町での研修というのが結構あるのですけれども、そういった中で盛り込まれると、一応予定はしております。ただ、実際、とりわけ定住自立圏の中での研修につきましても、具体的にどういった講師を呼んでやっていくかというのはこれからということになるかと思っておりますので、そういった協議の場でもできれば提案していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（辻浦義浩） やはり若い人たちとのかかわりってなかなか民間の企業においても今すごく難しい時代になっています。そういった意味でも、庁内活性化を図るためにもやはりそういうコミュニケーション能力をきちっと学ぶことによってすばらしい職員が誕生して、将来的には幹部職員になっていくという流れからいいますと、ぜひともそういう取り組みを積極的に取り組んでほしいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目住民自治活動推進費から第3項徴税费までの質疑を終わります。

次に、第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費から第7項監査委員費について、54ページから61ページまでの質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 私は1点、54ページ、55ページの旅券事務経費ですか、パスポートの関係です。新しいサービスがスタートしてどうであるのかという確認をしたいと思いますが、数字的なものとその評価というのですか、評判というのですか、そのことについてお聞かせをいただきたいと思います。

○市民課長（尾形拓恵） お答えいたします。

平成23年の4月から平成24年の2月末現在の申請数等につきましては、520件ほどになっております。そのうち23年の8月から伊達市のほうで権限移譲により始めましたが、それから2月までの間には417件という件数を受理しております。評判等につきましては、やはり室蘭まで行きまして一度申請をします。それから、受け取りにもまたさらに行くということがありまして、そういうことがなくなったということに対しては皆さん喜ばれております。あと、対応等につきましても申請の窓口と、それから戸籍謄本等の申請窓口が一緒ということもありまして、かなり便利になったと思っております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 大変私も知り合いから伊達で手続きができるようになって本当に助かったという声もよく聞きます。あと、ですから今評判もお話のとおりですから、いいサービスだと思っております。ただ、一方でたしか以前に登別でしたか、手続きがおくれて、それこそ旅行に行けなかったというようなケースがあったように聞いております。その場合の責任を問われたというようなこともございます。もちろんそれはこの間にはなかったと思いますし、その対応はきちんとしていると思いますが、そういう手続きのおくれに対するリスク管理に対してはどのように考えておられますか。

○市民課長（尾形拓恵） 申請をしましてから交付に至るまで約2週間という期間を設けさせていただいております。トラブルの原因になるのは、まず写真の件と、それからサインによります。パスポートは、ご存じのように国外での身分証明書となることがありまして、一番トラブルの原因となっているところは写真のようです。それで、例えば私みたく眼鏡をかけている者は写真を撮ったときに光でもって目が、レンズに光が反射しているかどうか、それから黒目のところが同じく反射で赤くなっていたりしますよね。そういうことがないかどうかというところが一番重要視されまして、国外では一番目の部分ということがやはり重要な部分になっておりますので、それを審査というか、受け付けの段階でよく、1人ではなく2人なり3人なりがちょっと難しいかなという部分については案件を、あった場合は相談し、さらに道のパスポートセンターとやりとりをします。それでもって最終的にご本人とお話をして、そういう問題というか、についてもそれでも申請をし

ていただいて、あとは本人の責任でもって対応するというのであればそういう写真を受け付けることもあります。それはなるべくそういうことのないようにということでお話をさせていただいて、ご理解をいただいて、今のところそういう面のトラブルとかはありません。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 今おっしゃっていただいたところで、写真のことが意外と私も改めて厳しくなったなということを感じました。それで、多くの人はどうもやっぱり自動で撮るいわゆる写真機で大型店などで撮って持っていかれるようですし、その大型店に設置されている機械もいい機械なので、よくできているのですが、ただある面やっぱり説明が足りないことがあるのかな、要するに利用者がちょっとわからないことが多いのかな。そうすると、それをではどう何とか守っていくかとすれば、今衰退をしているのですが、写真業界の方にもっと協力をいただくということや、こちらのほうに誘導していくということも一つなのかなというふうにも考えております。十分な設備があるかどうかということはあるのですが、ただ恐らく過去のいろんなことやってこられた写真屋さんもう全部わかっておられるでしょうし、ある面そういう知恵を助けとしていくのも一つではないかというふうに思っておりますので、ご答弁は結構ですが、ぜひそういった点で地元の写真屋さんの活用というものも、せっかくパスポート業務がスタートしているわけですから、進めるようにぜひ期待をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員（小泉勇一） 私も同じく旅券事務経費についてお尋ねをしたいと思っております。

これは去年から始めたわけでございまして、去年予算が121万2,000円だったと思っております。中身は、100万ぐらいは研修に使うのだという説明だったはずでございます。実績も今同僚委員がお尋ねしましたところ非常にいいようですから、結構だと思っておりますけれども、本年度の予算を見ると、予算書にありますとおり4万6,000円です。去年から見るとかなり少ないように思われます。一方、この手数料の歳入のほうを見ても、去年は31万3,000円の手数料を見ていたのですが、本年度は25万1,000円しか見ていません。そうすると、去年より全く利用する人数は少ないものというふうに理解されるのですが、この辺についてお尋ねしたいと思っております。

○市民課長（尾形拓恵） まず、歳出の部分ですけれども、当初は設備といいますか、端末の導入、それから受け付け窓口の新設ということがありまして、机といす等、そういうもろもろの経費がかかりましたので、23年度の予算となっております。今年度につきましては、その環境整備ができましたので、あとは消耗品と、それから端末機の保守等の予算となっております。

それから、歳入につきましては、今年度は一応過去3年間の平均につきましては、単価1件につき1,350円ということになっております。その3年間の平均数を計上させていただきました。23年、おかげさまで予想を上回る方に申請いただきましたので、結果的には歳入の増になるかと思っております。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費から第7項監査委員費までの質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前11時33分）

開議（午後1時00分）

○委員長（大光 巖） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

次に、第3款民生費について、62ページから71ページまでの質疑を願います。

○委員（吉野英雄） ページ数でいきますと68ページになります。生活保護総務費についてお伺いをいたします。

金額的な問題ではないのですが、私もこの間生活保護の相談などで何回か担当課のほうにお邪魔しておりますが、生活保護の運用というのは国の方針や指導に沿って行われるものでありますから、事務取扱について適正に行われているというふうには思っております。ただ、昨今の生活事情などを考えますと、実際の市民生活と大きく乖離している部分というのも散見されるというふうに感じております。それで、現在の法制度あるいは事務取扱要綱などのままでは、本来の生活自立の助長を促していくというのが生活保護の一つの方向なわけですが、逆に生活自立の助長を阻害している部分というのものもあるなど。逆にですね。例えば住宅扶助の問題でいきますと、伊達市の基準額3万1,000円でございますが、あるいはこうした過疎地域も抱えている中で軽自動車の保有などがかなり制限されるというふうな問題も考えていきますと、自立助長というものの中で担当課としてもなかなか難しい対応を迫られているのかなというふうに感じております。それで、国、道などと担当者会議などが開かれているというふうに思いますが、そういった会議の場で現場の声を反映するような場は確保されているのかどうか、これについてお伺いをします。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

ご質問の件でございますけれども、担当者会議につきましては査察指導員の会議だとか、それからケースワーカーの会議、これが年に2回ほど開催されてございます。その中で意見交換などして実態などを話し合っていると。ただ、なかなかその制度の拡充だとかそういった面は、担当の苦勞なども話が出るのですが、なかなか制度の拡大まではいっていないという現状でございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） これは法改正が必要であったり、あるいは厚生労働省のほうの見解などでやっぱり現場の声が活かされるようなふうになっていかなくはないかなというふうに思うわけですが、今の話では担当者会議などが開かれて意見交換などが行われているということでしたので、ぜひその場も活用しながらやっていただきたいと思うわけなのです。

厚生労働省のほうの対応見ますと、軽自動車等の保有については、積雪寒冷地などの関係でいきますと、通院ですとかそういった場合については一部認められている部分もあるわけですが、私どもも毎年5月、6月ぐらいに来年度の予算に向けての道交渉や国の出先機関との交渉もやるわけですが、道のほうでもいわゆる積雪寒冷地あるいは遠隔地における車の保有などについては、そんなベンツとかだとこれは話にならないと思いますが、軽自動車などの保有については道のほうとしても国に対して声を上げていっているというふうに聞いておりますが、なかなか法改正あるいは通達の改正にならないということで、これらについては私どもも引き続きやっていきますが、担当者会

議などで現場の声をぜひ上げていただきたいと。特に車の保有については、例えば私が担当した、担当と申しますか、伺った、生活相談を受けた中では、今非常に雇用情勢が悪いということで、本人がハローワークの制度を使いながらこれから資格を得ようということで、実際にもハローワークの雇用促進のための事業というのは室蘭でやられるわけですが、例えば伊達、大滝と合併しましたから、大滝から通うというふうなことについても車の使用は認められないというふうなことがあるわけで、こういった点については、やっぱり国の公的機関として就労のための雇用を促進していくための援助をやっていくという場合に、そういったものが認められるようなことが私は必要ではないかなと思うのです。これは自立助長という意味でも。そういった点での私どもも声を上げていきますけれども、ぜひとも現場のほうからも、今の制度の中では到底無理ですので、バスが通っているということで、そういった点もぜひ声を上げていただきたいなというふうに思っております。

あと、住宅扶助の関係、これも国の基準でいきますと3万1,000円ですよ。実際伊達の中でこの生活保護基準の3万1,000円の住宅を探すとすると、これ大変なのです。よっぽど古い住宅か、あるいはそうでなければ市営住宅ということを考えていかなくてはいけないのですけれども、これもなかなか生活保護を受けようという方はさまざまな困難抱えていますよね。実際にそこに至るまでに税金の滞納があったり、いろいろするわけで、そこらあたりをどう考えていくのかと。実際に自立助長していくためには住宅の負担というのはかなり重いわけで、その辺についてもやっぱり基準の見直し、あるいは弾力的な運用というふうなのが可能になるようにしていかなければ自立助長にならないと。実際は生活扶助を受けた分からその住宅基準額以上の家賃を払わなかったらいけないということになると、自立助長になっていかないわけです。この辺のところもやっぱり担当課としては非常に苦しい対応迫られているとは思っております。ですけれども、やっぱり実際に現場のほうから声を上げていかない限りこれ直っていかないと思うのです。ですから、ぜひそういった対応についてもやっていくべきだなと思っておりますが、これらについてはいかがでしょうか。今すぐやれというわけではありません。やっぱり上に上げていかないとだめ。声を。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 住宅扶助につきましては、委員ご指摘のとおり、複数世帯については3万1,000円ということで、なかなか伊達市内においてはそういう家を探すのは難しいという現状でございます。これにつきましても制度上やむを得ないというか、どうしようもない現状でございますので、さっき言った担当者会議などの席でもよく出る話でございまして、そんな中で道のほうにも要望していったり、さらにはその上の国のほうにでも要望していったりしてはいるのですけれども、なかなか実現には至っていないということで、担当としても苦慮しているという現状でございますけれども、さらに意見を強めて、そういった中でお話をしていきたいなと考えてございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） まず、62、63ページでしょうか、これは自立支援給付費でございますが、前年に比べて増額ということでございますが、この増額の中身についてもう少し詳しい説明をお願いいたします。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

自立支援給付費につきましては、前年度比較で1億5,600万ほどふえてございますけれども、この中身につきましては、主な理由としましては利用者の増に伴います施設入所支援の増です。それから、生活介護、グループホーム、ケアホーム、更生医療などの増によりまして、これは大体2億9,000万ほど増になってございます。逆に自立支援ホームを新体系に移行ということで、その期限が今年度末、この3月末で新体系に移行しなければなりませんので、その移行を、既に移行している施設もございまして、その関係で利用者が逆に減ったというものがございまして、これは旧法の知的障がい者施設だとか旧法の身障者施設、これらの施設の入所者についてはサービス提供経費について1億6,000万ほど減になっていまして、差し引き1億5,000万の増になったということでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。それで、この中に入るのでしょいか、日常生活の生活用具の給付事業というのはこの中に含まれるのかなと思うのですが、これは実際いろんな項目が、補装具の……ごめんなさい。そうではなくて補装具ですね、補装具の給付費ですか、のほうで車いすとかいろいろと補装具の種類が出ていて、それも含まれているものですが、その中の使える補装具というのは、これはもう決められているということで、これはこれ以上の補装具というのは認められていないのでしょうか。この辺の内容についてお聞かせをいただけますか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

補装具につきましては、道のほうでその種類によって品目が決められてございますので、それ以外のものについては現在のところ認められておりません。

以上です。

○委員（小久保重孝） それで、提案といいますか、私たち議員で視察に行ったときに、車いすの関係で、ご存じかもしれませんが、足こぎ車いすというのが今非常に話題になっておりまして、ただなかなかこれ道のほうの中に入るのでしょいかどうかちょっとわからないのですが、多分入らないから、なかなか普及も進まないのかもしれないかもしれません。ちょっとそういったものもぜひ担当のほうで押さえていただいて、導入も、この費用の中でということにはならないかもしれませんが、半身不随の方なんかがこの足こぎ車いすを使って非常に有効にその後リハビリ移行かというものもあるということございまして、今民間ベースでやっているようですけれども、事業者がまだ少ないということや、販路の拡大ができないということで、いろいろと大変なようでありますけれども、同僚議員と実際のその映像なんかを見させていただいて、大変これは本市も取り入れるべきだということで思っておりますので、ある面新しい年度に向けてそういった新しい器材、そのくくりの中での補助というよりも、担当としてこれはぜひ見ていただいて、取り組みというものの効果をぜひ考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

足こぎ車いすの件につきましては、私も勉強不足でございまして、ちょっと初めて聞いた言葉でございまして、これらの導入につきましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） それと、ちょっと項目がわからないのですが、緊急ということだったので、ないのかもしれませんが、自殺対策の緊急推進事業というのが昨年ございました。そして、ここで議会でやりとりも、伊達でも全国的な中で自殺者というのはい多いのだということも確認をさせていただいたのですが、今回項目としては挙がっていないのですが、この部分での対策というのはどのように考えておられるのかお聞かせをいただきたい。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

自殺対策の緊急強化推進事業でございますけれども、これにつきましては22年度、23年度ということで2カ年で行いました。22年度はパンフレットを作成しまして全世帯に配布と。それから、23年度、今年度につきましては講演会をやりまして、北海道医療大学の先生をお招きして約100人程度の参加者によって講演会を開催したところでございますけれども、その後、同じ年度ですけれども、講演会の後、その参加者の中から、自殺のおそれがある周りの人の見守りといいますか、そういった関係をやりますゲートキーパーという制度がございますけれども、その研修を保健所主体でやってございます。それにつながったということで、これ45人ほどの参加があったということで聞いておりますので、そういった関係で一定程度の効果があって、24年度についてはこういった事業は行わないということになったのですけれども、当然ながら毎年伊達においては10人程度、それ以上の自殺される方がおりますので、その対策につきましては担当としても、それから保健センター、それから社会福祉課など担当としてもこれからもやっていくことにはなろうかと思っております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 22、23年の事業のことは了解しました。要は増大する自殺者の対策というものもこの本市でもしっかりととっていかなければならないということの中で、予算のこともありますが、今おっしゃった対策を現実に、ではどう取り組むことができるかということなのです。ですから、気持ちがあっても、それをでは形にどうあらわしていくかということがどうあるのかなということでもございました。ある面これ非常に難しい問題なので、周知をさせたことでそれが効果があるのかということも甚だ疑問だと言われるかもしれませんが、ただできるだけ多くの方の目に触れるところで救済の手を差し伸べられるような、そういうサービスというものをやっぱり考えていかなければならないと。ですから、これなかなか目に見える部分ではないかもしれませんが、やっぱり実際にその項目を担当課のほうでしっかりとらえた中で何かしらの方法を執行していかないとできないのではないかと、ただただ1年またたってしまうのではないかと、そんなちょっとおそれもあるものですから、具体的などころでやっぱりこれをやっていきたい、そんなことがあればそれを聞かせていただく中で、さらに足りないところは、ではどうすべきなのか議会としても考えていけるのではないかというふうに思っておりましたが、この点についてもう少し具体的に何をするかという点、もし何かあれば教えていただけたらと思っております。

○福祉部長（三戸部春信） 自殺予防は、先ほどお話ししたように22、23と集中的に補助事業という形でやらせていただきました。24年度につきましては、引き続きそういう自殺予防の相談窓口の周知ですとか、そういうものはこれからも引き続きやっていかなければいけないと思います。

それと、前に一般質問で心の体温計というお話もいただいております。それで、そのときにもたしか答弁させていただいたのですけれども、市のそういう窓口、その辺の位置づけと、あとは体制づくり、専門的なそういう相談は保健所になろうかと思えますけれども、一定程度必要なつながりができるですとか、一定程度のそういう対応、そういう方に対する適切な対応ができるような、そういう職員体制、そういうことも含めて24年度検討するというにいたしております。あとは、それぞれ自殺予防の、北海道のほうでもこれからも継続してそういう事業はありますので、そういう保健所からのパンフレットですとか、そういうものはなるべく多くの皆さんの目につくような配布の方法を引き続きやっていきたいと思っております。

○委員（小久保重孝） 非常に深刻な問題でもございますので、ぜひとも取り組みをしっかりと進めていただきたいなと思っております。

続いて、68ページ、69ページの生活保護費の関係でございます。今同僚議員とのやりとりの中でちょっと問題点ということもあるのですが、どんどん、どんどんふえていくばかりのこの生活保護費の取り扱いというものも私たちはしっかりとしていかなければならないという立場でもあります。

それで、これも毎度このところ決算も予算も出ささせていただいている、いわゆる医療扶助の部分で、薬などの取り扱いをもっと慎重にできないのだろうかというふうなちょっと議論させていただいております。現実的には難しいというたしかご答弁いただいておりますけれども、どうしても高目の薬を所望されるというケースがやっぱり今でも多いようであります。それはやはりそういう情報網といいますか、ネットワークがあるのでしょうか。その中で情報があって、この薬がいいよと。それはやっぱり当然高い薬だったりするわけで、ですから逆に指名をしてその薬をとということで、もちろん効果がなくて、その後体の不調の改善につながれば、それは悪いことではないのですが、ただ一方でその部分しっかりと管理できているのだろうか、そういうことをちょっと感じざるを得ないなと思っておりますけれども、こういった生活保護を受けておられる方とのコミュニケーション、また今同僚議員から問われていたいろいろと生活の困窮の状況とか、さまざま両方あるような感じがするのです。要するに生活保護の方としっかりと対面をする中で一つ一つ対応していかなければならないというところに難しさがあると思うのですが、その辺の日常の対応というもの、実際どうなのか、新年度に向けても大丈夫なのかどうか、今の人員でも十分図れるというふうに考えておられるのかとか、その辺をもし概要でも教えていただけたらなと思っております。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 医療扶助のことにつきましては、昨年の決算委員会でしたか、そのときにもご質問あったと思えますけれども、その中で後発医療医薬品、ジェネリックを使っていたとことにつきましては、本人の希望もありますので、なかなか難しい状況にはございます。通常のケースワークの中においてケースワーカーもそういった薬の状況などについて、機会あるごとにお話をして理解をもらうような努力はしているのですけれども、なかなか保護されている方の理解が得られていないというのが現状でございます。体制上はケースワーカーは80人に1人の配置が基準でございますけれども、幸いにして伊達市の場合は今のところ1人当たり69人程度の担当、69世帯ですね、の担当をしてございますので、そういった面では、体制の面では十分かなとは思っ

ておりますけれども、なかなかその話をしても保護者の理解が得られないといいますが、そういった現状でなかなか苦勞しているということでございます。また、国のほうでは何か薬剤師だとか看護師の資格を持った方を福祉事務所に置きまして、1人配置してそういったジェネリックを使うようにという指導といいますが、そういう依頼をしていくという制度を考えているようでございますけれども、これにつきましても経費の面だとか体制の面、そういう問題もありまして、なかなか難しいのかなという考えでおります。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今詳しく説明をいただきました。ケースワーカーの80人のところ69人、ほかに比べたらまだ余裕のある中だというようなお話ですが、本市に限らず地方が抱える問題というのは、生活保護を受けられる方との話の中で、その先のいい結果を導き出すのが難しい、要するに仕事がないからなのです。ですから、なかなか生活の改善というものをしっかりと示すことが、提案を示すことはできないのではないかとちょっと感じを持っています。なかなか結論が出ないと当然時間はかかるわけでありまして、一人一人にかかる時間ということを考えれば、私はこの69人でも多いような気がしております。もっともっとやっぱり手がかかるのではないかなと思っておりますし、特に精神疾患なんかを患っている方の対応も大変なものではないかなと思っておりますので、もっとこの部分は厚く人を配してもいいのではないかな、そんな思いがしております。ただ、一方で増大する費用の問題が出てくるので、本当に痛しかゆしなのですが、願うところはとにかく、大変だと思うのですが、現在の状況の中でも1件1件それぞれ対応をしっかりとさせていただきたいな、今もしていると思うのですが、ただなかなか多分相手がしっかりと目を見てくれない状況であると思いますので、その中でよりよい方向性を導き出してほしいと思っておりますし、この間部長とのやりとりではちょっと結論というか、形がちょっとずれてしまったのですが、障害年金の関係の話も、もう明らかに障害年金だという方はもちろんその切りかえができるのですけれども、そのことがやっぱり不明、要するによくわからない、そういう中途半端な状態にいる方が結構おられるというお話なので、それはやっぱり役所のほうでそういうことのコントロールはできないわけですから、ある面専門の方に頼みながらアドバイスをさせていただくということも大事なのではないかな、そんなふうに思っておりますので、そういった方法もぜひ考えて、何とか生活保護費を減らしていく、また費用よりもとにかく生活保護に陥っている方々をできるだけいい形に、前向きな方向に持って行っていただきたいと思っていますので、答弁はいいのですが、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っています。

それからあと、70ページ、71ページの老人扶助費に入っていましたか、福祉のほうですか、老人福祉費の全体でいくと、たしか救急キットの配付の関係、これちょっと項目がないのですが、どこかに入っているのでしょうか。これについて、ちょっともう少し説明をいただけますか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

救急安心キットという名称になりますけれども、これにつきましては過去に救急キットの購入をまとめ買いをしておりますので、それで現在600ほど残っております。それで、購入費用という形では予算の計上が必要ないものですから、今回の予算の計上はしておらないところでございます。

それで、救急キットのちょっと現状をご説明したいと思いますけれども、平成24年2月末現在ですけれども、配付世帯数が929世帯、配付人数が1,007人という数字になっております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） まとめ買いをしているので、予算計上していないということでわかりました。それで、そうしますと今たしか策定をされている5期の計画で年度ごとに200ずつということの数字と今おっしゃったような600というのは数字のつじつまが合うと思うのですが、これは200ずつという措置で、大体それで間に合うということなのか、その後も600以降もこれは必要だという認識なのか、その辺はいかがですか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 今現在考えられる世帯数が1,650世帯ほどございます。それで、実際925世帯配付しておりますので、残り600強という形になっております。それで大体網羅ができるのですけれども、年数がたちますと当然古くなったり、紛失したりということがあると思いますので、それにつきましてはやっぱり補充をしていかないといけないかなというふうに考えておるところでございます。ただ、あと希望者という形でいっております、例えば今年度でいきますと120名ほどの配付希望という形になっております。来年度に向けてはPRも強化しまして、毎年少なくとも200ぐらいずつは配付できるような形で、あと3年ぐらいで100%近くまでいければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。どんどん、どんどんふえていくことになるでしょうから、その後の5期以降もいろいろと措置をしていかなければならないのかなと。ただ、問題はこの効果でありまして、たしか前回、去年はまだこれを利用したというケースはないというたしかご答弁だったと思うのですが、その後はいかがだったのでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

質問ございまして、最終的にちょっと消防のほうに確認をいたしました。それで、消防のほうからですけれども、やはり何件かはそういう冷蔵庫に入っていたものを見まして役に立ったということを知っておりますけれども、はっきりした件数はちょっと消防のほうでも押さえていないという形で聞いております。実際のところはやっぱり利用されて、確認をしたことがあるという形で確認しております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 緊急時でしょうから、そんな覚えていないケースもあると思いますが、せっかくなので一応これ予算をつけながら、計画にも示しながらやっておりますので、ぜひ数は押さえていかれたらよろしいのではないかなと思っております。また、内容を、やっぱり今もう既にあるものなので、それを変えるというのもどうなのかなと思うのですが、中に入れる項目がこれで正しいというか、十分なのかどうかとか、そういった情報として十分な中身になっているのか、役に立つのかという検証もぜひ行っていただきたいと思っておりますので、ご答弁は結構ですが、ぜひせっかくなのでやっている事業ですから、よろしくお願いします。

終わります。

○委員（小泉勇一） 1点だけお尋ねしたいと思います。

63ページの社会福祉総務費の中の離職者の安心生活支援事業とあるのですが、これはどのようなことをなされる事業なのかお尋ねをしたいと思います。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

この事業につきましては、国の経済危機対策の一つでございまして、離職して住宅がない方に、これに対しまして住宅手当を支給しまして就労機会の確保を支援するものでございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） それは何らかの基準か何かがあって、それで支給されるものなのかどうか。この金額では、だんだん離職者というのはふえますよね。そうしたときに果たしてこれで対応できるのかも含めてお尋ねをしたいと思います。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） この予算の中身でございまして、基準もちろんございまして、離職して住宅がないということがまず一つの条件でございまして、そういう方はハローワーク行って当然就労、職を探すわけでございまして、その中で住宅がないとなかなか就労活動も難しいということで住宅手当を支給する内容でございまして、単身世帯につきましては生活保護と同じ月額2万4,000円、複数世帯につきましては月額3万1,000円といった住宅手当分だけを最高給付月支給するという事業でございまして、今年度予算につきましては複数世帯3世帯、6カ月分ということで計上してございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） そうしますと、3世帯以上仮に申請か何かがあったら、それはどうなるのですか。抽せんか何かになるのですか。それとも、この予算の範囲の中で対応するという、そういうものなのですか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） この事業につきましては、前年度といたしますか、23年度の実績をもとに一応3世帯ということで見込みまして計上してございまして、今年度におきましては今のところ実績ございません。それから、22年度におきましては単身者1人、これが3カ月分だけの実績ということで、そういった実績を踏まえまして今年度3世帯を見込んだということでございます。

○委員長（大光 巖） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第3款民生費の質疑を終わります。

次に、第4款衛生費について、72ページから77ページまでの質疑を願います。

○委員（小泉勇一） 1点だけお尋ねします。

有害鳥獣駆除費なのですが、債務負担行為は事務委託として467万3,000円です。それで、この予算は529万9,000円ですから、62万6,000円ほど多いのですか、その差額は何なのですか。教えていただきたいと思っております。

○環境衛生課参事（菊地洋文） お答えいたします。

24年度の有害鳥獣の総額でございまして、529万9,000円計上させていただいております。

そのうち467万3,000円が委託料ということで、12月の補正予算の中で債務負担を補正、残りにつきましては、それ以外の旅費とか需用費、それから役務費等々に……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○環境衛生課参事（菊地洋文） 済みません。旅費、需用費、それから役務費、それから使用料及び賃借料等の経費になっております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 73ページの3の健康管理費の7番、弗化物塗布事業についてお伺いします。

この塗布事業についての対象年齢といたしますか、学童の対象範囲というのはどのようにされておりますか。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えいたします。

弗化物の対象は、保健センターのほうで行っております幼児健診の対象者でございまして、1歳半健診、3歳児健診、その間の年齢を対象に行っておりまして、学童を対象にしておるものではございません。

○委員（吉野英雄） それで、道のほうの方針といたしますか、学童に対する弗化物塗布の方針というのも道のほうから示されていると思っておりますが、それらについてはどのように認識されておりますか。これは学校教育で聞かなければだめなのかな。一応道のほうの方針は文科省から示されている中で、新潟県の例などを挙げながら乳幼児に限らず児童生徒もということが示されておりますが、これらについてはいわゆる保健衛生のほうと関係ないというか、これは教育関係のほうで聞けということになるのかわかりませんが、全体的に虫歯をどう予防していくかという観点からすると、私のほうは関係ありませんというふうにはならないのではないかなと思うのですが、道のほうの方針についてはご承知でしょうか。お聞かせください。

○保健センター所長（紺野哲也） 委員おっしゃるとおり、保健センターのほうといたしましては、学童のフッ素のほうについては、私どものほうで胆振西部管内の歯医者の方と歯科医療協議会というふうなのを設けておりまして、その中で乳児、幼児の歯科検診、フッ素塗布事業のほか、教育委員会の事務局にも入っていただきながら、小学校、中学校のフッ素塗布洗口の事業についても情報交換等を行っているという状況でございます。道の方針についても、その中の医療協議会の議論を通して一定程度把握させていただいております。あと、ちょっと手前みそになりますが、保健センターで実施しております幼児に対するフッ素塗布において、その塗布について伊達の市においての取り組みは早くから行われておりまして、胆振西部1市3町の管内においてもフッ素塗布の効果が上がっておりまして、虫歯、齲歯の数が1市3町の中でも少なくなっているという傾向があるということをご報告させていただきます。

○委員（吉野英雄） 学童のほう、いわゆる児童生徒のほうは、またでは教育委員会のほうの関係で聞きますが、今のお話ですと、フッ素塗布によって、弗化物塗布によって虫歯の予防に一定の効果が出ているというふうにとらえているというお話がありました。それで、このフッ化ナトリウムの水溶液を使ったうがいの関係、これらについてはさまざまな意見がありまして、伊達で取り組んでいるのは歯科医師の方等をお願いして適正にやられていると思っております。これに対する父母のほう

のさまざまな全国的なあれからいきますと、さまざまな不安の声だとかそういうのが出ている部分もあるというふうに聞いておりますが、伊達の場合はそういった点について、いわゆるお母さん方のほうからの要望や、こういった点疑問なのだけれどもというふうな声などは上がっているでしょうか。もしあればお聞かせください。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えいたします。

私どもの市の取り組みの方法といたしましては、委員おっしゃいましたとおり、室蘭歯科医師会に加盟している胆振西部の歯医者さん方との連携をもとに、指導を仰ぎながら先生が実施をするという形になってございます。やり方といたしましても、まず1歳6カ月健診、3歳児健診において歯医者先生が健診にお見えになりまして、歯科検診を行って、先生が指示のもとにフッ素を塗布するというやり方で、その中で歯科検診、フッ素塗布の前に歯磨き指導というやり方を通して虫歯の予防をお母様方に理解いただいて、その後でフッ素を塗布するという取り扱いをしております。私どもの健診の中の事後のアンケートとかとっておるのですけれども、その中でフッ素塗布に対する心配とか疑問というものは逆になくて、その健診の中の検診や歯磨き指導の中で了解をいただいているのではないかとこのように理解しているところでございます。

あと、平成22年度のフッ素塗布の塗布率、子供さんたちに対する割合は、対象者が1,230名いらっしゃいまして、実施者が876人で、塗布率が71.2%になっているというところでございます。

○委員（吉野英雄） これ最後に確認ですけれども、今対象者に対する塗布率が71.2%というお話がありました。そうしますと、塗布を受けていない幼児の方もいらっしゃると。これらは、例えば実際にお子さんを抱える父母のほうから塗布については結構だというようなことがあってそうなっているのか、その際の対応はどのようにされているのかお伺いしておきたいと思っております。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えさせていただきます。

塗布率が71.2ということで、こちらについては強制ではございませんので、先ほども説明しましたとおり検診等の中で説明をした上で、親御さんのご判断のもとに塗布をしていただいているというところでございます。

○委員（小久保重孝） 何項目かございますので、順に。

まず、72、73ページの日赤病院の関係であります。個々の部分でというよりも、日赤に対する支援の関係は前回この議会でもいろいろとけんけんがくがくございました。また、日赤との話し合いというものも行政の担当のほうにしっかりやってほしいというようなお話もさせていただいておりますし、議会ももちろん新年度の中で担当委員会などが中心になっていくのでしょうか、そういう接点を設けていく必要があるのかもしれませんが。新年度予算に当たってこうした予算、日赤に絡む部分での予算も示されておりますので、前回の議会でのいろんな議論の後、病院側とどんなお話になっているのか、議会で改善というものを期待をしているところなどはどう受けとめられているのかなど報告をいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えさせていただきます。

平成24年1月23日に開催されました伊達市議会第1回臨時会において多くの議員の皆さんからご意見いただきまして、その後市からも働きかけた上で、伊達赤十字病院みずからが市民の皆さんの

声を聞くということで、病院関係者、それから市内各種団体、それから伊達赤十字病院がホームページで募集をして応募された委員を入れて11名で伊達赤十字病院市民対話推進懇談会というものを設置されました。こちらについては、2月の29日に第1回目の会議が伊達赤十字病院の会議室で行われまして、当日は11人の委員のうち10名が参加をして1回目の会議を開催してきているところがございます。その中で市民の関係団体や病院関係者、それからみずから手を挙げて委員となられた方で意見交換をしております。

以上です。

○委員（小久保重孝） それで、その2月29日の会についてはよかったなと思って聞いておりましたが、これはどのぐらいの開催ということになったのでしょうか。定期的な開催ということになったのか、次回はいつというのを決まっているのかとか、あとそこで吸い上げられたいろんな意見をどんな形でフィードバックするのかとか、その辺はいかがでしょうか。

○保健センター所長（紺野哲也） 2月の29日の第1回目の会議の中で伊達赤十字病院のほうから示された会議の今後の持ち方というものが示されました。この中で、まず会議の会議録要旨を作成したいということ、会議録の要旨については参加者の委員の確認を受けた上で伊達赤十字病院のホームページで掲示をしたいということを確認させていただいた後、この市民懇談会の開催回数について議論をさせていただきました。伊達赤十字病院のほうからは年間2回程度というようなお話で示されたのですが、委員の議論によりまして、それでは少な過ぎるというようなこともあって、いろいろ議論をした上で伊達赤十字病院のほうから3回と、最低3回、それに必要……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○保健センター所長（紺野哲也） 3カ月に1回ですね。必要に応じて……3カ月に1回で、そのほかに委員さんから求められて必要に応じて随時開催をするということで了解を得ているところということで回数については確認したところでございます。あと、先ほど申しましたが、会議については会議要旨ということを取りまとめて、それをホームページのほうで掲載をして市民の皆様にお知らせをしていくということを確認したところでございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。3カ月に1回ということで、参加者からの希望でそうなったということもよかったなと思っておりますが、これはフィードバックの部分ではホームページに掲載ということで、後で確認がとれるのも、それもよかったのですが、市のほうの所長、センター長や担当部長が参加をするということにもなっているのですか。この辺はいかがなのでしょう。

○保健センター所長（紺野哲也） 11名で構成されています委員のうち、市関係者ということで2名要請がありまして、伊達市からは私と市民部長が参加をしております。

○市民部長（佐藤伸一） 私のほうからもちょっと補足させていただきます。

当日所長と私とその会議に参加しまして、まずは会議の今後のあり方、これについて双方、委員さんと日赤側とで確認をしました。その冒頭で私のほうから、やはり今回の立ち上がったこの会議につきましては議会のほうでもかなり関心がある、そんなような状況にありますということを委員さんのほうに報告させていただきました。また、あわせて議会のほうから今回の2億円の支援を日赤側にするに当たって附帯決議もされていると、そんなような状況の中での会議ですということを

私のほうから説明させていただきました。また、所長のほうから説明しました公表の仕方でありませぬ。これは日赤がホームページで公表するのですが、それとは別にやはり今後議会のほうにどんな形でこの円卓会議の内容を示していくか、これも非常に大事な話になってきます。その辺につきましては、今後日赤のほうから、2年ほど前に日赤側から議会のほうに申し出があって開催しております意見交換会、これが最近されておりませぬので、例えばそういう場を通じてやるとか、場合によっては所管事務調査とか、そんなようなやり方もあろうかと思っておりますので、今後この円卓会議の中身をどんなふうに議会側に報告して双方で議論していくか、この辺を今後の課題として詰めていきたいと、このように考えております。

○委員（小久保重孝） 部長、またセンター長お入りになっているということはよかったと思っておりますし、またこの会の最大の目的は、もちろん病院側に今の経営内容の改善という面でサービスを向上させるにはどうしたらいいかという点、これはもちろん内部でも検討していろいろと進めていると思うのですが、外部の意見を聞くことによってもう少し違う視点で取り組めるのではないかという点と、もう一つはやっぱり市民理解が得られていないという点、どんなに努力をして、今も努力をしていると思うのですが、ただそのことが市民に十分理解されていないという点が問題だと思っておりますので、得られた成果を、議論した中身をホームページ以外にもどうやって市民全体に周知させていくかということも議論の中でぜひ考えていっていただきたいな、そのように思っております。これは今スタートしたばかりでございますし、議会のことは、今おっしゃっていただいたように、こちら側でどうするかは担当委員長などとまた協議しながら進めていくことになろうかと思っておりますが、非常に大事な病院でもあります。ただ、一方で大事な私たちの財源も使いながらどう経営を立て直していくかという非常に難しい話をやっているわけですから、本当に慎重に進めていかなければならないし、私たちもただただ批判をするだけではなくて、私たちはどうしたらいいかということもそれぞれ考えていかなければいけない、非常に大事な話だと思っております。これはまずは様子を見たいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、同じ72、73ページの健康管理費の健康増進事業、昨年比べてふえております。この中身の中で、さまざまあろうと思っておりますが、議会では同僚議員の中でたしか尼崎市の事例などを参考に、腎臓機能の低下を早期に発見するクレアチニンの数値というものを示すことによって少し健康改善というものをというような話もありました。大変いい話だったと思っておりますので、このあたりも今回の事業の中に含まれているのかどうかお聞かせをいただきたいと思っております。

○保健センター所長（紺野哲也） 健康増進事業の中におきまして、12月の議会の一般質問で触れられた部分でございますが、特定健康診査、特定健診と言われているもので、通称、嫌な言葉ですが、メタボリックシンドローム、メタボ健診と言われている部分なのですけれども、その血液検査の項目の中に腎臓の機能を数値として示す項目としてクレアチニンの検査が入っております。このクレアチニンの検査そのものの数字を健診を受けた皆様方にただお返ししていたというのがこれまでですけれども、これについては24年度から、返し方の部分について、12月の議会でご指摘のあったとおり、eGFR値といいますか、腎臓のろ過の機能が何%生きていますよというような言い方で使うということで取り組みを進めております。この費用につきましては、実は予算项目的には特

定健診というのは伊達市の国民健康保険の被保険者を対象にやっているものでございまして、この健康増進事業の予算科目の中には含まれておりません。先ほども言ったとおり過去から、伊達の場合は、これ国が定めている健康診断の項目基準でありませんで、伊達市が独自に上乘せでプラスしてやっている項目でございまして、これについては国民健康保険のほうで費用をずっと以前から予算として措置をしているところでございます。額に変更は、若干の人数等の計画の変更があると思いますが、健康診査料としての変更は大きくないというふうに考えております。

○委員（小久保重孝） 詳しく説明ありがとうございます。メタボ健診の中での取り組みで進めていかれると。この中の項目でないということもよくわかりました。自分もメタボの一人なので、大変気をつけていかなければならないなと自分も自戒の念を込めて申し上げております。

次は、74、75ページ、環境衛生費、有害鳥獣駆除費であります。今同僚議員とのやりとりもございました。これ話題にするとまたいろいろと怒られることばかりなので、余り話題にするのをどうかと思っておりますが、実績としてまずどうなのかというところ、この有害鳥獣駆除の効果、まず頭数からいきましょうか、押さえているところについてまず報告をいただきたいと思っております。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 有害鳥獣駆除の実績でございますけれども、平成23年度2月末現在で、主なものだけちょっと数字を述べたいと思っております。まず、エゾシカにつきましては、大滝合わせまして451頭駆除しております。それから、アライグマにつきましては118尾というのですか、捕獲しております。それから、ことしはキツネ、タヌキが非常にふえている状況にありますので、キツネにつきましては49頭、タヌキが97頭と、あと主なもの、大型獣としてはヒグマが1頭捕獲されております。前年度から見ますと、パーセントはちょっと申しわけございませんけれども、前年エゾシカが22年度で309頭、アライグマが102頭、それからキツネが3頭、タヌキが22頭、ヒグマはゼロというふうな実績になっております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 私も22年の今決算の数字を見ながら、かなりまた実績上がったなというふう感じておりました。ただ、実際にはそれが農業被害を食いとめることになったのかどうかということもまず検証しなければいけないのですが、もちろん新年度の予算反対するものではないし、逆にもっともっと応援をしていかなければならないのですが、今たくさんとった数字の結果として効果というものはどうとらえているのか、まずお聞かせください。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 駆除の結果でございますけれども、私ら押さえているのでは、まず農業被害については、23年度の農業被害が正式なものがまだ手元に来ていませんので、はっきりした数字は言えませんけれども、横ばい状態であろうというふうに考えております。それから、捕獲頭数がこれだけ捕獲しておりますけれども、なかなか全体では減っていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 横ばいということでございますが、農家さんで聞くと大変助かったという声も聞いておりますので、ぜひ引き続き行っていただきたいなと思っておりますが、今全体の頭数に関する影響というものが、ではどうなるのかというところで、北海道はたしかセンサスと

いうものを行っているように聞いています。これは毎度とは言わないようですけども、この辺の数字というのはふえているのでしょうか、横ばいなのでしょう。いかがでしょうか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 北海道が主催しておりますセンサスでございますけれども、町村に対しても23年度の結果がまだ来ておりません。それで、一応22年度の中では全体的にはふえているというのが実情でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 全国的なニュースにもなっておりますので、もちろんふえていて、そのことが大変大きな影響を与えているというふうにとらえていますので、本市としても引き続きぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。ただ、一方で費用の問題と、前回きちんと報告がなされているのかとか、その入り口出口の部分をしっかりしなさいというような中で私などは議論させていただいております。最近お聞きするところでは、尻尾8,000円という話でございますけれども、農業者の方がわなの免許を取って、そしてわなで捕獲をした、わなで捕獲した後猟銃を持ってきていただいて、猟友会の方に撃っていただく、そのときの費用というものが、これがはっきり決められていないという話をお聞きをしました。実態としてはどうなのかというのはとらえていますか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 農業者がわなの免許を取得し、主にくりわなでエゾシカ等を捕獲しておりますけれども、これにつきましては昨年の6月から地元農協、洞爺湖農協、それから伊達農協と契約をいたしまして、1頭4,000円の税別ということで、農業者で捕獲した方にはお支払いをしております。それから、最後の今の止めさしというのですか、最後の止めさしについては、これは猟友会とまた別に契約をいたしまして、猟友会のほうに1頭4,000円の税別ということでお支払いをしております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） そのように聞いております。8,000円という上限の中で半分半分というようなことで整理がついているということなのですが、これはだから言い出したら切りがないかもしれないませんが、そのコスト負担という部分で、やっぱり銃を持っていらっしゃる方のほうが非常にコストは実はかかるのだというところを十分見てくれているのかという声もございます。ただ、今おっしゃっていただいたように、団体のほうでいろいろと整理をした中での結論だと思っておりますから、そのことがみんなに知れていないというのはおかしな話だと私も思っておりますけれども、ただ一方でその先で実際に働かれた方が不満を持っているというのも事実でありますので、その辺のちょっと整理が十分伝わっていないのかな、そんなふうにもちょっと感じたところでございます。この点はこれ以上深くはやりませんが、かかる費用と時間的なものも含めて、結構大変だということもあったり、日常的に不満があるのだと思います。その辺もよく状況見ながら対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、今度は76、77ページ、ごみステーションの助成事業が減額になっております。このことについてはどのように考えておられるのでしょうか。

○環境衛生課長（村田 修） ごみステーションの助成事業ですが、これの助成を始めたのが平成

19年から5カ年という一応時限的な補助ということで行いました。結果としては、平成19年度が19カ所、平成20年が21カ所、平成21年が13カ所、平成22年が14カ所、平成23年が6カ所ということになっております。ただ、この制度で想定件数としては100件を想定しましたが、トータル的には68件という形でとまっております。そういう観点もありまして、その5年間で打ち切りということではなくて、何とか継続したいということで、金額的には落ちてきておりますので、40万から20万と減額しましたけれども、この制度は今後も継続したいということで計上させていただきました。

○委員（小久保重孝） 事業費の規模は縮小したけれども、継続をしていくということで理解をいたしますが、ニーズがちょっと変わってきているのだなというふうに感じております。ある程度措置されて、どこにでも設置されるようになってきました。どこでも見れるようになった。今聞かれるところでは、要するに修繕が必要になってくるわけです。この修繕については各自治会さんでということになると思うのですが、午前中のお話でもありましたように、規模の小さいところはまたそれを捻出するのが大変だというふうなお話もございます。ある面ではどれでもだれでもということにはならないのですが、ある面費用がまだ計上される中でそういった対応というのも可能なのかということのちょっと確認なのですが、いかがでしょうか。

○環境衛生課長（村田 修） ごみステーション、ボックス型のごみステーションですが、これの補修について、これについては長和地区の自治会から要望書も出ておりますし、またこの間市街地区の自治会長の宅配講座の中でも要望が出されました。確かに当初から見るともう5年たっていますので、少なくとも塗装等10年をもつようにという条件はつけておりますけれども、やはり傷みの激しい部分もあります。ただ、この限られた予算の中で今度は補修費等についてどうするかというのは今後研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 各地から要望が出ているというところ、私もそれをお聞きをしたところでもございます。私も、ただ聞いていて何から何まで行政頼みというのもどうかという思いもございます。ただ、一方で言うてくる方々は全部お任せではないよ、自分たちも当然ペンキがあれば塗るのは自分たちでやるし、補修だってやれるのだと、ただ材料費やそういったかかる費用の部分で少し協力できないのだろうかということで、いわゆる市民との協働というテーマになるのですが、そういうところでこういう予算というものも必要になってくるのかな、要はもちろん頼むというよりも自分たちでやるのですが、その人たちが自分たちでやってくれるということを促していく、皆さんが公共的な役割担ってやってくださるということに対して少しでも費用弁償的に考えを進めるのがやっぱり結果的には市民を動かすことになるのかなというふうに思うので、そういうことも含めて考えていただきたいなと思っておりますので、ぜひ検討をお願いします。

あと1点だけ。同じページのリサイクル推進費でございます。自治会での子ども会などを介したリサイクル運動というものが少し低調だという声を聞きます。うちの自治会なんかもそうなのですが、この辺は実際数字としてどう反映してきているのでしょうか。

○環境衛生課長（村田 修） リサイクル運動推進事業助成金ということで、集団回収に対してキロ当たり3円を補助してきております。回収量としましては、伊達地区の場合、21年度が1,048ト

ン、これが平成22年度になりますと1,001トンと。大体2%から4%ずつ減少している傾向にあります。また、団体としても伊達地区で87団体、21年度が89団体だった関係で2団体減少という、こちらも同じような形で減少しております。ただ、この団体の減少につきましては、子ども会、これが継続できなくてやめられるケースとか、それから老人団体がやめられると、年2個ずつ団体減っておりますけれども、ただ我々としては量としても1,000トン以上ありますから、当然これの効果というのは最大のものがあると考えておりますので、何とか今後も継続するような形で考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員（小久保重孝） 微減ですか、団体数で2つということですが、ただ今私の自治会でもちょっと話題になっているのは、子ども会から普通の役員さんに、班長さんに役割をかえたのです。2カ月に1回回っておりますけれども、やっぱりだんだん、だんだん、それこそトラックの下にひかれるのではないかという危険性というものも出てきておまして、子供たちがたくさんいた時代はある面効果というものが期待をできましたし、環境教育という点でも非常に良かったと思うのですが、ちょっとその時代がやっぱり変わってきているかなと思っております。ですから、やっぱり続けていくことの意味はあると思うのですが、地区地区ごとにはいろいろな対応が求められてくるのではないかな、場合によっては直接事業者のほうで回収をして回ってもらうということもこれ否定できないのではないかな、そんなふう思うのですが、そのあたりまで思いを寄せているかどうか、考えがあるかどうかお聞かせをください。

○環境衛生課長（村田 修） 以前は子ども会がトラックを借りた中で1軒1軒回ったのが普通でした。ただ、最近はやはり子供の参加が少ない、それから自治会役員の高齢化ということで、なかなか自分たちでトラックを運転してというのは無理な団体もかなりふえております。その中でどうしたらいいかということで検討した中では、自治会なり団体としては回覧、それから啓発、この辺を重点的にやっていただいた中で、業者さんには回収にさせていただくと。ただし、回収した分については団体への補助ということでやっている団体もかなりの数があります。ちょっと数的には押さえておりませんが、そういう形で変化はしてきております。

以上です。

○委員（原見正信） 1点だけ。

75ページの環境衛生費の私はスズメバチ駆除対策費のこれのもう一度金額、費用と1個を例えば駆除するときの費用と個人負担の割合確認させてください。

○環境衛生課参事（菊地洋文） スズメバチの巣の駆除の助成でございますけれども、1回で1万5,750円の費用がかかっております。そのうち市の補助金が6,000円、市民の負担が9,750円という内訳になっております。

以上です。

○委員（原見正信） それで、実はこれも市民の方の相談あったのですけれども、1個を駆除するのはこの負担割合でわかるのだけれども、めったにないことなのですからけれども、同じ私有地の中で例えば同じ年代で2個以上、3個とかとなればやっぱり個人負担が大きいというのです。それで、

同じ敷地内で、私有地で2個以上になった場合に、個人負担の割合の軽減措置、あるいはもっとその方に言わせると、できれば2個以上は全額補助という話も実はあったのです。ということは、やっぱり個人の負担が大きくなるとどうしても素人が素人判断で駆除してしまうという場合も想定されるし、非常に危険なこともありますし、そういった軽減措置、またそういったことを考慮する余地はあるかどうか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 今のご質問でございますけれども、たまたま1軒の家でスズメバチの巣を2個とるという事例は今までもありました。ただ、3個とか4個というのは時期がずれればありますけれども、一回に3個も4個もという事例は今のところはありません。ただ、そういう事例が出てきた場合については今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（菊地清一郎） 産業廃棄物だとか、ごみ処理という意味では衛生費の塵芥処理費、77ページの項目に入るのでしょうか、もちろん今年度の予算には入っておりませんが、1点市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

このたびの東北大地震による復興の妨げとなっている瓦れき処理の件でございます。その瓦れき処理に関しまして、今国も各地方自治体に協力を求めているところですが、例えば放射能汚染の心配がないというような瓦れきに関しまして、当市もその協力をするような考えはないのかどうか、また広域としてその辺これからお話し合いがあるのかもしれませんが、その辺のリーダーシップというか、室蘭市も含めまして伊達市としても復興支援という意味で瓦れき処理、この辺を協力するお考えがないのかお聞かせしていただけないでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） きょうの新聞かきのうかちょっと忘れちゃったけれども、日鐵セメントで受け入れる方向で今調整しているという話でございますが、私としては放射能線量を明確にしていけば、安全の範囲内であれば受け入れても構わないのではないかという思いでございますが、ご案内のとおり広域連合で処理をしておりますので、これはごみに参加している1市3町の首長の合意がなければできかねると思いますので、これはとりあえず広域連合長がどういう考えなのかによって大きく変わってまいりますが、そういう機会があればそういう話をしていきたいなと、このように考えております。

○委員（菊地清一郎） ぜひ前向きにご検討していただきたいと思います。

以上であります。

○委員長（大光 巖） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第4款衛生費についての質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後 2時19分）

開 議 （午後 2時35分）

○委員長（大光 巖） 会議を再開いたします。

次に、第5款労働費から第7款商工費について、78ページから91ページまでの質疑を願います。
○委員（犬塚貴敬） まず、労働費の一般の79ページ、緊急雇用創出推進事業についてお尋ねしたいと思います。

12月の定例会で3名の調整員を配置をして今に至るということなのですけれども、今回前回の補正に比べて予算額が約4倍ぐらいになっているのですけれども、これは単純に期間の、12月から3月の3カ月分と4月から3月の12カ月分と、単純にその期間で4倍ということではよろしいでしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

12月定例会のときの補正はあくまでも年度途中の補正でございますので、3カ月分の経費をのせていただいたところなのですけれども、今回は内容は基本的には大きく変わっておりません。通年の予算という形になっておりますので、おおむね4倍程度の予算規模という形になっております。

○委員（犬塚貴敬） 24年度の調整員の人数で今3名だと思っておりますけれども、今後1年間でその調整員が増員するというふうな予定はあるのでしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えさせていただきます。

基本的には、当初予算の積算の段階では現状の人員で、その人員に対する運営経費という形で予算計上をさせていただいているところでございます。ただ、実際に今商工会議所が中心になりまして事業が進んでいるところでございますけれども、その事業の進みぐあいによっては予算の多少の組み替えということも考えられますし、場合によっては人員を補充ということも想定できるかというふうに考えております。

○委員（犬塚貴敬） その商工会議所から情報をもらっているとは思っておりますけれども、人数というのは実際に現地から流れてくる情報によって、もし不足であればふやしてさらに現地で活発的に動かなければいけないかなとは思っておりますけれども、実際にその現地の配置されている調整員の方々のもし商工会議所のほうから市のほうに情報があれば、その経過内容ですとか、3カ月間の結果ですとか、そういうのがあればお尋ねしたいと思います。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

この3カ月間活動していただいておりますけれども、基本的にはいろんな現地の情報をこちらに流していただくということと、今商工会議所が中心になって進めております伊達市の建設土木関係の業者さんが今復興支援ということで応援に行くという準備を整えております。その受け入れのための現地のいろんなもろもろの調整ですとか、亘理町の災害復旧協議会の方々との連絡調整ですとか、そういう業務を今担っていただいているところでございます。実際に今は宿舎の準備というところがメインの仕事ということで今動いていただいているというふうに伺っております。

○委員（犬塚貴敬） 23年度の12月の定例会の中では、調整員の方々が瓦れきですとか物産品の販路拡大の取りまとめというような業務内容ということで聞いてはいたのですけれども、そういった中で伊達市の中で今回支援策の調整ですとか、そういった記述があったのですけれども、具体的に瓦れきですとか販路拡大の中ではまだ進めてはいないということでしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） 今の現状としましては、会議所さんのほうで進めている事業の

準備というところがメインで動いていただいております。ただ、実際に私どものほうにも亘理町のほうからご連絡いただいていたという経過もあるのですが、現地のほうではなかなか地場産品の販路が細くなっているというようなお話も伺っております。それで、例えば伊達のほうでそういう新たな販路を確保できないのでしょうかというご相談をいただいたりというのが現実にございました。それで、今はそういう会議所さんの復興支援事業のほうがメインで動いておりますが、今後の事業の進みぐあいではまた別な支援の方法というのが出てくるかもしれません。そのときにはその調整員さんのお力をかりながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員（犬塚貴敬） 物産館が4月にオープンするに当たって、調整員の方からその物産館の中で何かをやりたいですか、現場の中で北海道で、伊達市で物を、先ほどおっしゃっていた販路拡大の中で伊達市の中で何かやりたいという声が上がってきているのか上がってきていないのかというのはどうでしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） 今、実は物産館のほうでも姉妹都市の物産を扱っております。それで、ここのところの部分、コーナーですね、売り場も広がるということもありますので、これは実際に指定管理者のほうの判断になりますけれども、ある程度今よりも品ぞろえは少しは豊富になるのではないかなというふうに私どもは考えております。ただ、今のところ具体的にその亘理町、山元町の特産品等をこういうふうにしたいというような具体的な提案はまだいただいております。

○委員（犬塚貴敬） わかりました。あと、中期的な支援をしていくということで、3年から5年ということでお聞きしていたのですけれども、その中で前回は道の補助があったということ、今回は一般財源からも支出しているということでお聞きしたのですけれども、今後その3年から5年の中で道の補助の見通しといたしますか、中期的なので、そういうところがあれば、道の補助について見通しといたすか、そういうのをお聞きしたいと思います。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

もともと財源としておりました緊急雇用創出推進事業の交付金でございますけれども、これはもともと平成23年度で事業終了という予定だったのでございますけれども、平成24年度、これは国の補正予算の関係で新たに24年度に限り延長されたということになっております。ただ、予算規模が従来から見ますと北海道ベースで4分の1程度になっているものですから、当然私ども伊達市のほうに回ってきた枠も23年度よりもかなり小さくなってきたところでございます。それで、その枠の中におさまれば10分の10、100%の補助という形になったのですが、枠が小さくなったものですから、北海道のほうには再三要請して、少しでも増額してもらいたいということで要請活動は行ったのですが、最終的にはここに予算措置している五千数百万という額になったところでございます。それで、不足分については市の一般財源で持ち出しというような形になりました。財源につきましては今のところそういう状況ですので、平成25年度以降ということになりますと、今のところはその緊急雇用の交付金というのは当てにできないという状況になっております。これにつきましては、事業の状況を見ながら、商工会議所さんとも相談しながら検討していきたいというふうに考えております。

○委員（犬塚貴敬） 調整員のことに関しては理解させていただきました。

次に、同じ緊急雇用創出推進事業なのですが、イチゴ農家の試験栽培事業についてお聞きしたいと思います。雇用創出ということなので、実際にこの事業に生産者さんの声ですとか現地の状況というのはどこまでこちらに伝わってきているのかなということについてお聞きしたいと思います。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

生産者のほうには、今回のこの雇用事業の中で農協のほうに栽培委託をして、農協の職員として23年、24年については雇用を確保しますと、その間に北海道の品種での特性や栽培時期などの栽培試験をしてくださいということでお願いをしている状況でございます。それで、その後につきましては個人の本格的な生産に移っていただくというような予定でありますけれども、生活支援の面含めていろんな面の支援策については、生産者各位とお話をしながら詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（犬塚貴敬） わかりました。

次に、商工費の、89ページですね、商工費、商工業振興費の伊達商工会議所景気対策事業補助金についてお聞きしたいと思います。まず、補助による消費力持続ということで、実際に22年度から大体予算額は1,500万プラス補正、23年度も2,390万で、今回24年度で予算ということなのですが、実際の実績の報告の有無などについて、どこまで聞いているのかお聞かせください。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

事業の実績ということで、商工会議所さんのほうからおおむねの大体このぐらいの売り上げがありましたという報告はいただいております。それで、だてまるごとチャンスセールでいきますと、平成22年度につきましては約64億円の売り上げと。これは、サマーセールとウインターセール合わせての金額でございます。平成23年度につきましては、約67億円というところの数字をいただいております。平成24年度につきましては、70億円を超えるという一応目標を立てて事業を進めていきたいというように伺っております。

○委員（犬塚貴敬） その売り上げの中で年々上がってきているということで、その予算額が伊達市のほうも補助するに当たって年々上がっているということは、実際に商工会議所のほうから実績を受けて、商工会議所のほうと会議をして決めていったということですか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） 予算の計上に当たりましては、伊達商工会議所さんのほうから各年度ご要望いただいております。その内容を精査いたしまして予算を計上しているというような形になっております。

○委員（犬塚貴敬） 景気対策事業ということで、地域活性化の中で必ず必要となってくるような事業だとは思いますが、その実績報告会ではないのですが、実際に補助をして、その中で結果が出て、そういうのを毎年今と同じ状況でそれこそ精査してやっていくことが僕も必要だと思いますので。

質問は以上です。

○委員（小泉勇一） 何点かお尋ねしたいと思います。

まず、81ページ、農業振興費の中の農業振興ビジョン作成委託料というのがあるのですが、これは何を意図してどこに委託をするのかお聞かせいただきたいと思います。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

今回、亶理町の被災者支援ということで、イチゴの栽培を亶理町から技術を教えていただきたいということでイチゴ栽培に取り組む支援をしていると。そういった中で、伊達市としていわゆる高収益作物であるイチゴなり、ほかの作物もそうなのですけれども、どのように位置づけて、どのように普及していくかというものをつくっていききたいというふうに見て、これはコンサル会社のほうに委託しようということで考えております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 高収益作物をそうするとこれから選ぶといいますが、何点かピックアップしたものをつくりたいというようなふうに見て聞かされたけれども、専門的な会社もいろいろあると思うのですが、その会社名はわかっているのですか。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

基本的には、作物としてはイチゴを中心に考えております。それから、会社名ということでいいますと、ちょっと言いづらいのですが、亶理町で既に現地調査や復興計画に携わっているようなところを含めて何社かピックアップしながらお話をしていきたいというふうに見ております。

○委員（小泉勇一） そうしますと、亶理町の会社といいますが、宮城県の人に委託をして、亶理町のイチゴを参考にしているいろいろ検討されるのだと思うのですが、まずは基本になるものは亶理町を基本にしてやるというふうに見て聞かされたのですが、そうしますと北海道とは気候条件も違いますし、それから冬の栽培であるとか、夏の栽培であるとか、いろいろなものがあって、やはり北海道の場合は北海道のイチゴの栽培の権威あるところに委託をするのがいいのではないかなと思うのですが、そのあたりはどうですか。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

まず、北海道のイチゴという部分で見ると、基本的に今私どもがねらっているのはいわゆる夏秋どりということで、3月、4月に定植をして、7月から12月ぐらいまで収穫ができる加工用のイチゴというふうに見ております。それで、そういった部分で見ると、本州本面については夏場暑くて栽培ができないということがございますので、亶理町の栽培方法を参考にするという意味で申し上げたものではなかったのです。それで、北海道の品種で北海道に適したやり方をしていくという、この1年でいろいろ実験をしていきますけれども、そういった中でいわゆる冬場に亶理町のようにやった場合には暖房費がかさむと。そうすると、当然コスト的に採算がとれないという部分を含めまして、この1年実験をしていった中で実証していきたいと。そういったデータを含めましてそういう会社と協議をしながら、国や関係するそういう農業者と接点を持っている業者という意味で先ほど申し上げたところを検討していたということでございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） 宮城県とは気候条件も、それから先ほど言われましたように加工用のイチゴだというお話でございますから、一般の栽培とまた違った部分も出てくると思いますけれども、その辺は十分検討してから委託されたほうがいいのではないかとこのように思います。

次に、85ページの林業振興費の中に木質ペレットプラント運営委託料というのがあるのですけれども、これは4,713万8,000円ありますけれども、この中身は例えば委託費であるとか、設備費であるとか、いろいろあると思うのですけれども、その中身を教えてくださいと思います。

○農務課参事（山下 茂） お答えいたします。

木質ペレットのプラント運営管理費でございますけれども、新年度で4,700万ほどの予算を計上させていただいております。この中身でございますけれども、まず需用費ということで光熱水費、それから各種工場の修繕費の関係、ベルトコンベヤー、それから成形機の部品関係などを見ております。これが2,158万6,000円の予算を上げております。それから、役務費のほうでございますけれども、通信運搬費、それからプラントの機器の点検類、それから成形機の部品の交換手数料ということで195万7,000円の予算を上げております。それから、13節委託料でございますけれども、これにつきましては製造業務の委託を胆振西部森林組合のほうに行っておりますので、それが2,200万ほどの予算を組んでおります。それから、消防設備、それから電気工作物の保安管理ということで32万5,000円ということで、委託料としまして2,280万9,000円の予算を組んでおります。それから、15節の工事請負費でございますけれども、実はペレットを10キロ袋の袋に詰めるときに粉が結構出るのです。その粉を袋詰める直前で吸い取るといいますか、その装置が既存であるものですから、それを移設をして、なるべく粉が袋の中に入らないということで、その関係で集じん機の設置工事費ということで44万3,000円を工事委託で見っております。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） わかりました。それで、本年度何トン製造する計画でこの委託料を予定しているのですか。

○農務課参事（山下 茂） お答えいたします。

23年度の部分の実際の委託といたしますか、製造の部分の予定が実は当初予定していたよりもちょっと多くなりまして、全体で出荷量の段階で781トンという形に今なっております。製造量のほうにつきましては、乾燥用の燃料だとか次年度の控えも含めて、これにプラス13%ぐらいの製造をしているということになりますけれども、24年度のほうにつきましては、製造の部分でいきますと約1,000トンの予定をしているところでございます。これからことし3月から体育館が稼働しまして、4月1日から正式にオープンになってくる、それから太陽の園さんをご承知のように2月に施設をオープンしまして、最初給湯用だけというふうに聞いていたのですけれども、暖房用にも一部使用するということで、予定よりも若干使用数量等上がってくるかなという形で思っています。やっと1けたふえた、1,000トン台になることができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 1,000トンの大台に乗れば非常に嬉しいことだというふうに思います。

その同じページの12番にチーム洞爺湖・マイナス50%事業補助金返還金とあるのですけれども、

これはたしかペレットの工場を建てたときの返還金でないかと思われるのですけれども、この内容について説明をしていただきたいと思います。

○農務課参事（山下 茂） お答えいたします。

実は、もう委員ご承知のとおり、平成19年度に洞爺湖地域の市や町、それから団体等で構成しますけれども、洞爺湖地域温暖化対策まちづくり協議会を設置しまして、環境省の交付金事業ということで経済と環境の好循環のまちモデル事業の指定を受けましてペレットプラントを平成20年に建設をしたところでございます。実は当初会計検査入らないだろうと思っていたのが、今年の5月に会計検査が入りまして、この建設事業の中で購入しましたユニックつきのトラックでございませけれども、ペレットプラント内での要するに木質ペレットの製造工程に使用する機械ではないということで、補助対象とはならないという形の指摘を会計検査院のほうから受けたところでございます。当然の話なのですけれども、この事業を進めるに当たりまして、環境省の補助事業の正式な承認、このトラックの部分も含めまして申請をしまして承認を受けているということで、実は会計検査後も環境省のほうで会計検査院との再度の折衝を2カ月間近くにわたっていろいろしたのですけれども、結果的にトラックの部分については会計検査院の指摘どおりに返さざるを得ないだろうということで環境省のほうから指示があったという形でございます。返還する金額のほうでございませけれども、ユニックトラックの事業費が946万円というふうに事業費はなっております。それで、補助率が3分の2以内という形になりますので、予算に計上しておりますとおりに630万7,000円の内額を返すという形になります。ただ、さきにご説明したとおり、環境省のほうも正式に承認をしたということでございますので、違約金とかそういうものがかからない自主返納というものがあるのです。その自主返納という形で返還をするという形になっております。返還の部分につきましては、補助金そのもの自体がまちづくり協議会を経由して受けておりますので、まちづくり協議会を経由して返還をするという、そういうような流れでございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） 全く不合理と言ったらいいか、納得のいかないような話ですけれども、何となく国が決めたら従わなければだめなような部分というのがあるように聞こえますけれども、元来はちゃんと環境省がこれでいいですよと言って許可をしたものに今ごろ返還しろというの全く不都合だと思いますけれども、これは市長に言ったってだめだと思いますけれども、市長としてはどう考えるのかお尋ねしたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 理屈は全くそのとおりで、思いますけれども、環境省の本省の何だか局の総務課長って前財務省から環境省に来ている課長がわざわざ伊達までお見えになりまして、平身低頭謝っていったので、やむを得ないかなと。そして、私は損して得とれと、ここは譲っておいて、違う形でまた返してもらいたいなと、こう思っていますので、平にお許しをいただきたいと思います。

○委員（小泉勇一） 得の部分がたくさん、大きな得になるように期待をしたいというふうに思います。

それで、同じページの分収造林事業なのですけれども、実はこれ分収林というのは私も大滝と合併するまでわからなかったのです。大滝と合併して分収林というのが出てきたものですから、何な

のかなと思って調べたら、初めてわかったのです。国有林に植樹をして利益が出たら半分ずつするのだよというのが初めてわかりました。そこに500万ですか、509万1,000円の予算で造林するのですけれども、どこの、大滝でないかと思われるのですけれども、どこの場所にするのか、まずお尋ねしたいと思います。

○農務課参事（山下 茂） お答えいたします。

分収林の関係でございますけれども、分収林のほうにつきましては、伊達市と実は独立行政法人の森林総合研究所がありますけれども、ここで分収契約を結んで、市有林の森林の育成をして、最終的に伐採、伐期に来たときにその収益をお互いに分けて収受するという形のものでございます。伊達市が6割、森林総合研究所のほうは4割という分収契約で分収をするという形になってきています。今回この509万の予算の関係でございますけれども、分収林の中の除伐の部分、それと作業路が傷んでおりますので、この作業路の部分の補修をして、その後分収林の整備にいきたいという形で考えております。委員のほうからご質問がありました場所のことでございますけれども、三階滝の分収林が何カ所か近くに固まっているのですけれども、そのうちの1カ所をそれで整備をしたいということでございます。

以上です。

○委員（小泉勇一） わかりました。それで、面積はどのぐらいですか。面積を聞いて終わります。

○農務課参事（山下 茂） 作業路の関係ですけれども、これは約2,000メートルの作業路を修復したいという形でございます。それから、分収林の除伐の関係でございますけれども、約10ヘクタールほどを予定しているという形でございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） それでは、順次、幾つか、何点かございますので、進めてまいりたいと思います。

まず、労働費の部分で、細かいところですが、高校生の就職促進会の負担金、少し微増になっております。中身についてももう少し説明を求めたいと思います。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

高校生の就職促進会の負担金につきましては、これは室蘭市、登別市、伊達市と3市で行っている事業でございます。例年就職を希望する高校3年生向けのセミナーを行っていたわけですけれども、平成24年度につきましては2年生向けのセミナーも新たに新設するという計画になっております。その分の経費の増という形になっております。

○委員（小久保重孝） 2年生の分もということで経費の増わかりました。それで、問題は、これずっと進めてきているのですが、どのぐらい効果があるかというところの部分、どう押さえているかお聞かせをいただけますか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

実際に新卒者の就職率というところでいきますと、平成23年度につきましては出だしが非常に悪くて、前年よりも数%落ちるというスタートになりました。ここに来まして、ハローワークからいただいている情報によりますと、おおむね前年の就職率が確保できるぐらいのところまで回復した

というふうに伺っております。結局率からいきますと、ここ数年同じぐらいの新卒者の就職率というところでいきますと、大体七十数%というところで推移しているのが現状であります。この促進会の事業ということでセミナー等開いているのですが、それがすぐ就職率の向上というところになかなかつなげてははいないという現状はございますけれども、これもやっぱり今置かれている経済状況、企業がかなり苦しい経営をしているというところにも一因があるのかなというふうに思っております。ただ、結果が出ないからといいまして、すぐやめるということは考えておりません。継続的に続けていくということも必要だというふうに思っております。

○委員（小久保重孝） 大変厳しい経済状況の中ですが、今ハローワークの話などはいい話だととらえるしかないのかなと思っておりますが、地域としては、ただ若い人たちの雇用をどう創出するかということはずっと課題でありまして、なかなかそれがやっぱり見えないというところで、見えないというか、実際にやってもなかなか効果が上がらないということでしょうけれども、ぜひ地域で就職をしていただけるような支援策、これは高校生にというよりも事業者に対しての支援策というものをやっぱり考えていかなければならないのだなということを改めて考えております。引き続きこれ推移を見守っていきたいというふうに思っておりますが、将来の担い手をどう確保するかということも大事な視点だと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、同じ10番、勤労者福祉資金の貸付金が少し減額になっておりますが、これはどういう内容でしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

勤労者福祉資金の貸付金ですけれども、勤労者福祉資金の貸付制度につきましては既に平成19年3月末をもってこの制度は終了しております。それで、その時点の融資残に基づいて毎年貸付金を計上しているという現状になっております。年々償還により貸付残が減っているために貸付金が減っているという形になっております。

○委員（小久保重孝） それは承知いたしました。

それから、次は81ページのほうに移りまして、農業費、農林水産業費であります。まず、農地利用の集積円滑化事業、そしてその下の就農支援・研修教育施設運営管理費ということで、これはもう政策として大きな事業でありますけれども、説明資料で大体のところはわかるわけですが、国の予算が使えるということもございまして、一般財源として1億4,600万ということで、大変多額の一般財源を投入をして進めるということになります。これはまさに市長がずっと提案をしてお話をしてきている政策でありますから、そのことを見守っていくということもあるのですが、ただ一方でやっぱりこの一般財源からのこの金額が大き過ぎるのではないかと、その効果とか中身についてやっぱり市民から問い合わせも多いのです。この後、議会が終わった後市民の方に説明をしていくという中で、単純にイチゴ生産ということの理解ということだけではなかなか難しいかなと考えておりますが、この事業がスタートするに当たって、これだけのいわゆる市のお金を使って、国のお金も使い進めていくことの意義といいますか、目的や、それこそ政策の計画はわかっているのですが、改めて長いこれからの道のりの中で現状を今どのようにとらえているのかまず確認をしておきたいと思っております。

○市長（菊谷秀吉） ポイントだけ私のほうから申し上げたいと思いますが、ご案内のとおり、先ほどビジョンのご質問もありましたけれども、やはり1つの業をつくっていくというのは大変なことでございます。物をつくる技術と同時にやっぱり販売、販路も確保しなければいけないという難しさがございます。それから、つくる人材も育成しなければならないということで、そう簡単にできるのであればどの自治体だってやっているわけでありますから、相当の覚悟を持って臨むということがまず基本にあるだろうと思いますし、また今回の件に関しましては亘理から来ている方々も不転の決意でやっていただけるという、そういう心の模様もやっぱりあるだろうと思います。そこで、私は今回の円滑化事業というのは、長い目で見ますと、これ全部順調にいけば市の持ち出しについては、リースと同じですから、いずれ返していただくということになりますので、こちら辺はことし24年度で生産した質、それから価格等々を見ながら年次どれぐらいの期間で償還をさせていただくのかということも含めてやっていくことによって、将来的にはこの市の持ち出しについてはほぼ返していただけるのではないかと、こういう思いであります。それとあわせて、これが定着しますと新規就農者が来て新たにやるということもなりますので、この点については今後、産業振興基金も含めて、その活用の仕方、それから展開の仕方も考えていきたいと思います。特に農林水産省では24年度から新規就農に対する支援措置も出てまいりましたので、これを起爆にやっていきたい。そのときに一番大事なのは、何をつくってどこに売ることかということがこれ決まらなるとなかなか新規就農だって難しいというのは事実でありますので、ぜひこの機会を利用していただいて市の税金を入れて、いずれはそれ以上のものを返していきたいなと、こういう思いでやらせていただきたいと思います。

○委員（小久保重孝） 改めて市長からこれに対する強い思いをお聞きをしました。将来的には、これは今投資で、結果的にそれは返してもらえる、そんな思い、それであつたらいいな、私もそのように思っております。ただ、現時点でそれが描けているのかというところがポイントでありまして、もちろんいろんな役割を担ってこれスタートをするとは思いますが、今不転というお話もございました。それもこの間同僚議員とのやりとりの中である程度感じながら、ただこれ本当にその不転という思いを強く本当に持つておられるだろうか、もしかしたら戻るという選択肢も出てくるのではないかと、その時期によっては本市としてもある程度覚悟しながら次のことを進めていかなければならない、考えていかなければならないというふうに思うのですが、その始まる時点でとやかく言うのは失礼かもしれないけれども、ただ一方で不確定な要素に対していろんな議論があつて私はしかるべきだと思っておりますし、市民の批判もしかるべきだというふうに思っておりますので、その中でやっぱり責任を持ってこの事業推進するという、担当課長からがよろしいのか、部長からがよろしいのか、この事業に対する、ある面生産者ではなくて、それこそ行政側の不転の決意というものも確認をしておかないといけないのですが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（的場重一） 事務方の不転の決意という趣旨なのでありましようか、私どもも一番最初に市長が市政執行方針を述べておりますけれども、つまり現状の農業振興をどうするかということは喫緊の課題もありますし、将来のビジョンとして考えなくてはならない課題もあるかと思っております。市長が方針の中で述べましたのは、やっぱり現状の農業スタイルという、生産ス

タイルというのを変えていくことがどうしてもこの地域にも求められるということを述べております。ただ、現状の形をいかに変えるかということは、また一方で至難でありますから、時代を見据えたときに変える方向で取り組めるシステムというのもありましようし、人づくりという視点もありましようし、そのことをやっていく一つのきっかけがこのイチゴ栽培だというふうに私ども押さえております。当面は亘理町の避難ということが面前と申しますか、目の前にありましたので、そこがきっかけではありました。ただ、先ほど小泉委員の質問でもお答えをしましたが、つまりそれを確かなものにするがために、いわゆるイチゴを中心とした振興ビジョンというのもこの際まとめておく必要があるし、まとめてみたいというふうに思ったところでもありますから、委員おっしゃるように相当な経費を入れてふんどうしを締めてかかりたい。ただ、やっぱりチャレンジをしていくという視点が僕は必要だと思っております、それにはいろいろ先ほど言われたようなご意見がありましようが、確かな方向だというふうに思って進めてまいりたい、そんなふうを考えております。

○委員（小久保重孝） 部長から非常に強い思いというものも感じさせていただきました。ただ、これ本当にいつものキャッチフレーズなのですが、走りながら考えていくと、進めていくと言わざるを得ないのかなと思っております。ただ、一方でやっぱり財政が非常に逼迫してくる中で、選択と集中という言葉の中でこの事業にかけていくということだと思うのですが、本来的には前年度から比べて建設が非常に実は落ち込むはずのところ、これ農業で今回は非常に前年度と同じぐらいの規模になってくるわけで、本市としてこのことは一丸となってやっぱり進めていくというその意思のあらわれというふうにも思うのですが、何度も申し上げるように、これだけかけていく、それこそこの農業という私たちの町の基幹産業をどういう形に変えていくのかということを試されている、試金石でありますから、本当に慎重に進めていかなければならないというふうに思っております。ただ、その中で慎重にというところの中のさまざまな要素が確証がとれない部分があるな、先ほど申し上げたように担い手の部分も被災者支援という側面はもちろん否定はしませんし、その役割はある。しかし、それはいつまで続くのだろうか、ことしだけなのか、来年までなのか、5年というお話もございましたが、本当にそれは大丈夫なのかということや、またそれこそ豊浦町の反省からイチゴというものは本当に大丈夫か、その点ではある程度の見込みというものも考えておられると思っております。つくったものが本当に先ほどの市長のお話でも販路も大事でございますし、十分伊達のイチゴというものが売れるのかという確証も、これも今の時点ではとれないわけでありましようけれども、ただ何か目標を決めてそこに向かっていかなければならないというときに、どの内容、どんな計画で進めていくことが一番今近道だというふうに考えているのかという点も1点確認をしておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（的場重一） 申しわけありません、よくその走りながらということを私も答弁として使わせていただいておりますけれども、今回の点で申しますと、先ほど課長が答弁しましたように、まずイチゴの生産の大きなポイントとしては加工用の夏どりのものだと。それは、状況いろいろ踏まえますと、どうもそこにまだ需要があるということの一つ押さえて、そういう形のもので収入の増が図れないかということをもまず1つ取り組んでみております。一方でいうと、幸いにも今のところ行政側の試験研究機関というところでの栽培でありますから、まさに販路の拡大をどうす

る、それは量販店、あるいは加工事業者といいたいでしょうか、そういうところを含めてことはチャレンジをしていくという見通しにしたいと思っております。一方、長期のスパンでいいますと、まさに先ほど申し上げましたビジョンの中で具体的に農協とも、あるいは生産者ともやりとりをしながらどういう絵面を描いていけるということを詰めていきたい。先日農協のほうが農業者のほうにアンケートをとった数字がございまして、イチゴという視点でいうと20件程度興味があると、検討してみたいというようなアンケート結果のようであります。今までも申し上げておりますけれども、つまり成果が見えないとなかなか現在の農業者の人たちが一歩踏み出すというのは非常に困難だというふうにも思っております。ですから、その結果を見せるがための今回の試験研究施設での成果というふうにも踏まえております。もちろん見通せないこと、課題は多いのでありますが、先ほども言いました、どこかでやっぱりチャレンジをしていかなければならないという思いもありますから、鋭意進めていくと、そんな気持ちでございまして。

○委員（小久保重孝） どこかでチャレンジをしていかなければならないという言葉は非常に強く響くわけでありまして。本当にそのことがないと前には進みませんし、新しい農業というものも切り開くことはできない、その思いも非常に強く感じる場所でもあります。ただ、一方で例えば既存の生産者の方々とこの新しく進めようとしている事業と何かちぐはぐということではないのだけれども、2つの政策を進めていくようなことにならないか、既存の農家さんのことはどうなるのだろうか、生産性を上げたり、要するに農業振興という部分はこれからどうなるのだろうか、また今おっしゃったような新しいこういった農業の形態というものをどう根づかせていくかというところで既存の農家さんとの接点の部分をどう考えていくかというのが非常に大事なポイントではないかなと思っております。実際に既存の農家さんからある面批判が出ている、これはわからないで批判されている方も多いでしょうし、ただそういった点で所管としては当然どちらの声も正しいという中で進めていかざるを得ないわけですから、その辺がこれからの10年の中でどう、どっちかに寄らず、でもどっちかに寄らなければ進めることはできないわけでありまして、どうその辺を調整をしていくのかな、そんなふう思うのですが、部長は今のお話ですとチャレンジのほうにウエートを置いてやっぱり進めていかざるを得ない、そんな思いなのではないでしょうか。いかがでしょうか。

○経済環境部長（的場重一） 今ご質問にありますようなことは僕らもよく聞きます。何で被災者ばかりなのだ、おれたちには何もないのかと、平たく言うとそういう声なのでありまして、予算の中でもそうですけれども、既存の必要な支援策についても予算の中にももちろん盛り込んでおります。私たちがといいますか、今行政が進めたいことは、基幹産業だと言われる農業をやっぱり将来どういうふうにするかと、国策がありますから、限界がもちろんありますけれども、地域を残していくがために農業振興をどうやるのだという視点であります。ですから、被災者側のほうに軸足を置いているとか、そうではないのだとかいうような思いは正直のところ全くございません。つまりそういう議論があったことが今の伊達市の農業振興の問題を難しくしているのではないのかという気がします。機会があれば、もちろん農協ともそうですけれども、そういう視点で、そういうレベルでお話をして、目指すところは同じだという認識でございまして、そのことを理解していただく努力をしたいというふうに思います。

○委員（小久保重孝） これ余り深くやってもどうかと思いますが、非常にだからいろいろな難しい点を抱えながら進めざるを得ない。ただ、さっきご答弁いただいたように20人ぐらいですか、興味のあるという農家の方もおられるということでございますし、将来どんな形を描くかという点で今の担い手の方々をどう支えていくかというのも非常に大事な点だと思っております。当然そのことを忘れてはならないと思いますし、被災者だけのことで今奔走しているのだとも思っております。ただ、やはりどう予算を使っていくかという中では当然そういう声も出てくるわけでありまして、そのことを背中で浴びながらやっぱり進めていかなければならないのかなと思っておりますので、これは最後にこの点について改めて市長から、この事業に対する思いといいますか、政策的な意義というものを先ほどもお聞きをしておりますけれども、今後それこそ10年かかるだろうなどと思っておりますので、その辺将来のお考えも含めてお聞かせをいただきたい。

○市長（菊谷秀吉） 私も市長になってから随分農業関係の皆さんとも話もして、いろんな要望してくれと、逆に、我々は何でもやりたいと、農業を何とか振興したいと、まず生産者の目からしてこういうことをしろ、ああいうことをしろということ、各個人は別ですよ。農協でありますとか、あるいは生産者団体、野菜振興協議会も含めて、あるいは花の関係もそうです。あるいは、肉牛の関係の会合に呼ばれたときも同じことを申し上げました。なかなか各論になると出てきません。私は伊達の農業を特徴づけて考えますと、最近のデータによりますと1戸当たり8ヘクタールだそうですが、つい最近まではデータで6ヘクタールでした。これからTPPのあるなしは別として、なかなか担い手がいなくなっている、その中で農地が過剰になってくると農地が下がります。下がるということは農家の持っている資産が目減りをするということになってまいります。しかし、この担い手がいなくなると、これはもう避けて通れません。私は、何とか担い手をつくって、これは地元の農家が農地を集約することももちろん結構でありますし、また新規就農入ってくることも必要であります。先ほど部長が答弁しましたように、私も農家とかかわって30年ぐらい、議員になってからもいろいろ呼ばれて行ったり、農協さんにも随分行きましたし、今のままでは私は何も変わらないと思います。今のままでは、結局総論賛成、各論になるとそれぞれの利害が対立をします。私は、何か成功した品目をつくって、そこに皆さんが心を一つにしていけないとなかなか変わっていけない。ですから、何もイチゴだけにこだわっているわけでもありません。トマトもぜひやりたいなと思っておりますし、それと走りながら考えると言われましたけれども、私も30年ぐらいずっと走ってきて、いろんな話を聞いて考えてまいりました。これ経営というのは理論だけではすべていきません。過去の経験とか、いろんな思いとかを持って、ある程度決断すべきところは決断しないと事業というのは成功しないと思います。それで、私は一番ここでポイントなのは技術と販売だと思っております。その技術は、やっぱり亙理の方の持っている技術、それと先般講師で来ていただいた千葉大の池田先生の知見、こういうのもぜひ使っていきたい。あと、やっぱり販売は話題性もあると思います。いろんな方々からいろんなアドバイスいただいて、これだけ話題がありますから、そういうのを生かしながら販路を確保していきたいなと思っております。ぜひこれを成功させないと私は伊達の将来の農業はないと思います。成功するとみんなは、よし、みんなでやろうという気分になってくれるはずですよ。ですから、イチゴだけではなくてトマトとかブロッコリーとか、そうい

いろいろな品目について、私はひとつ成功させることによって波及効果が出て、伊達の農業活性化につながって、先ほど言った担い手の確保も、あるいは農地の集約化もつながっていけるのではないかと、まず第一歩だと、そんな意味でまさしく不退転の決意で臨まざるを得ないと、こう思っているところでございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。私たちの議会、会派でも池田先生のお話には大変感銘を受けて、4月には養液栽培でやっていらっしゃる道内の農家さんを回ってみようというような思いもでございます。何より思いは同じだと思っております。何よりこの基幹産業の農業をいかにして将来に向けて未来永劫振興していけるか、それこそ現状維持ではなくて広くこの町の経済にもつながる農業をどう興していくか、そのだから手段だと思っておりますから、ぜひそれはこれからも議論していきたいと思えますし、今回の事業については、これはまずスタートして見守っていきながら、そしてその時々でまたチェックをしていくということでお互いにいい事業を進めたい、そのように思っております。

それから、これは商工までなので、結構たくさんございますので、もう少しお時間をいただきたいと思えます。これは、88ページ、89ページであります。ふるさと姉妹都市復興支援事業貸付金のほうからいきましょか、4,000万円ということで、この中身については説明資料などでもある程度は押さえておりますが、ちょっと改めて簡単に結構ですから、ご説明をいただきたいと思えます。

○商工観光水産課長（岡田 忍） ご説明させていただきます。

今回のふるさと姉妹都市の復興事業に係る貸付金につきましては、これは現在伊達商工会議所が中心になりまして、なかなか復旧、復興に向けた事業が進んでいかない姉妹都市の亘理町、そちらのほうに伊達市の事業者さんが応援に行くことによって少しでも復興、復旧のお手伝いができないかということで取り組まれた事業でございます。どうしてもこの事業を進めるに当たりまして当面まず宿舎の問題が出てまいります。もともと亘理町自体がホテル、旅館、そういう宿舎関係というのはそう多いところではなかったのですが、さらに津波の被害を受けたところがありますし、実際に災害の復旧事業ということで多くの事業者が入っております。それですので、なかなかまず宿舎が確保できないという現状がございますので、まず一番最初に取り組まなければならないというのは宿舎、また事務所の確保ということになっております。それで、会議所さんのほうでは地元の店舗に当たりをつけまして、そこをリフォームして宿舎、事務所に使えないかと、それだけではちょっと足りないものですから、その敷地内にプレハブを併設しまして、おおむね20人ほどの方が泊まれるような施設を用意したいというように今考えて事業を進められております。それで、まずそれに対しての資金がどうしても必要になってまいります。会議所さんという組織自体なかなか、このような言い方では失礼かもしれませんが、財政基盤が脆弱という部分もございまして、会議所さんのほうから市のほうに支援要請がございまして、その貸付金、どうしても当面かかる経費がございまして、その当座資金として貸し付けをお願いできないかということの要望がございましたので、それにこたえる形で今回貸付金の予算を計上させていただいたところでございます。

○委員（小久保重孝） 今ご説明をいただいたとおりでございますが、4,000万本市が出て、1,0

00万は地元から、また1,000万は商工会議所からということで、計6,000万ということの中で宿舎がまずないということ、活動の拠点がまたないということでお聞きをしております。リフォームでのいであかなければならないということの実態も調査をしてわかりました。

それで、以前私はこの議会でもこれはチャンスだと、それこそ東北で大変に仕事がある、ある面非常に悲しい現実はあるのですが、でも復興に向けてとにかく本市もお手伝いをすべきだ、そんなことを申し上げてまいりましたし、そのことは行政が中心になって行うにしても、民間ベースで考えたらこれは利益になる、もちろんそのことは人によってはGDPへの反映にもなるのだというようなお話もありますが、そういう経済効果というものもこれは逃す手はないというようなお話の中で、つまるところ要するに行政がどこまでそれを手をかすのだというような議論をさせていただきました。ただ、これはある意味現状の認識をしていない中での話でありまして、これ現状今いろんな情報を集めますと、なかなか現場の状況はそんなに容易な状況ではないということもわかったところでございます。そうすると、今回私ちょっとこの費用を、当然ながら宿舎が必要で、町のためになるのであれば町が用意してくれてもいいのではないかとというふうにさえ思ったところですが、それもなかなか言えない中で商工会議所がこれを担いながら、貸付金を背負いながらやっていくということの不合理を少し感じたところでありまして、今回もう既にスタートはしていると思うのですが、まだちょっと先が見えない中でこういう決定をせざるを得ない、進めていかざるを得ないということにちょっと疑問を感じているのです。このことについて、今のお話ですと商工会議所さんのほうから貸し付けということについてのお話があったということでございますけれども、本市としてはやっぱり互理のために何ができるかという視点で動いてきているわけでありまして、そのことをすべて商工会議所に担わせるというのもどうなのかなという感じもしておるのです。ですから、このことをではどう将来的に清算をしていくのかということが、もちろん利益が出てくればその中で、さっきのイチゴの話ではありませんが、そこからリース料の形で返していくというようなこともあるかもしれませんが、ただ現状では先が見えない中でこれを進めていかざるを得ない、大変厳しい状況だということを知ると、このままでいいのかということももちろん私以上に担当者の方には思っておられるのではないかとというふうに思ったので、このあたり今後に向けて考えていること、今申し上げた現状認識というものが間違っているのか、合っているのか、どうであるのかということも含めてご答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げます。

こういう結果になりました。今回の会議所が事業主体として復旧、復興の事業に参加をするに当たって、行政の役割分担というのをこういう格好で提案をさせていただきました。経過はただいま課長がお話をしたとおりでございまして、1つはビジネスで行くという視点もございました。会議所のほうはそのことも十分踏まえた中で、行政側の役割分担というときに、当初は5,000万の融資といえますか、貸し付けができないかというやりとりでございましたけれども、会議所側のほうも言ってみれば1,000万ですが、応分の負担をします。問題は、1つは償還という問題もございました。1年間は償還なし、据え置き、もちろん金利について言うと無利子だというようなこと、それは今回の一連の支援事業の中で役割分担がいかにあることが言ってみれば市民の理解を得られるか

という判断の中で整理をしたものでございます。委員ご指摘のように、将来ともそういう見通しか
という、もちろん確定ではない要因がございますから、それはそういう想定ができなかった要因
が生まれたときに次の策を考えるという思いでおります。

○委員（小久保重孝） 本当に実際に現場行ってみないとわからないこともございます。それこそ
参加してくれる事業者がいるのかというところの問題が一番大きなところなのかなと思っております。
ある面人も重機も余すぐらいあって、それこそいつでも行けるよというところがあれば別です
けれども、そんな余裕のあるところは本市だってなかなかないのではないかと、その中である面商工
会議所さんがまとめて今回こういう提案をして、今それこそ現地にも何度も何度も足を運んでいた
だいているというふうに思っておりますので、それそのまま見過ごしておくわけにもいかないな
と思っておりますし、もちろん何とか事業者が担ってくれることが決まって、向こうでの事業がスタ
ートして、それが回り出せばいいのですが、ただちょっとそれがまだ見えてこないというふうなこ
ともお聞きをしましたので、当然もう事業自体はスタートしているとは思うのですけれども、この
先でのやっぱり市の対応というものはもう少し考えていかなければならないのではないかと
いうふうに思っております。お金の問題ではないとは言いながらも、ただやっぱりこれは政策的にこの
亘理という姉妹、姉妹といいますか、歴史友好都市をどう救っていくかという非常に政治的
判断も当然しかるべきかな、あるべきかな、そんなふうに思うので、これは市長から最後ご
答弁いただきたいと思いますが、これに対する将来的な支援というものはどう考えておられるか、
考えられるかお聞かせをいただきたい。

○市長（菊谷秀吉） できるだけ亘理、山元に関してはやれることはすべてやりたいと思
いながらやってきましたし、一方では皆さんからご心配のように財政的にそんなに使っていない
のかという議論も当然あってしかるべきだと思います。私は、まず今回の支援でござい
ますが、できるだけ地元
の伊達の業者が行っていただくということがまず大事だなということと、今回復興JV
ということで、いわゆる県外の業者とジョイント組んだ場合も特別措置で認めるという
決定もあるようでございますので、これは地元、特に建築の業者は、これから復興住宅
が相当出てまいりますので、相当条件的には優位になれるのではないかなという期待も
しています。ただ、今とりあえず14人が入れるような宿舎をつくって、さらにという
話でございしますが、仮に伊達がすべて埋まらなければ、現
地は住宅事情が非常に困っているということもありますので、こういう方に一時的に貸す
ということも含めて採算もきちっととっていくということも、これはやはり公金使う以上
そういう考え方もあっていいのではないかと。ただし、これは条件つきで貸して
いって、伊達が行く場合にはそれを返してもらうとか、それはいろいろやり方があ
って、市の貸付金に対して穴をあけないということは十分可能だと、このように理
解をいたしております。

○委員（小久保重孝） 将来に対する期待というものはもちろん持ちながらも、現状では
非常にそういう部分が心配されるものですから、当然回り出せばそういう復興特需とい
うことがあるやもしれません。その中で結果的に本市の事業者にもそうした利益が配
分されて、本市もそのことの恩恵を受けるといことになればいいのですが、なか
なかその復興JVというものもまだ見えてこないように聞いておりますから、その
辺は十分見きわめながら、本来的にはやっぱり伊達と亘理の間

で十分にその辺の考えを合わせておくということの中で、その建物もせっかくリフォームするわけですから、将来的な使い道についてもある程度約束しておくことも大事なのではないかな、そんなように思っております。この点、一応この意見だけ申し上げさせていただきますが、そういう問題点も貸し付けという中であるなというふうに思っておりますので、ぜひその辺慎重に見守って支援をしていただきたいなと、そのように思います。

それから、これはその次の観光費の観光物産館及び黎明観運営管理委託料の部分でちょっと1点確認でございます。この間委員会のほうでもこれは指定管理の関係で議論しておりますので、その部分はもういいのですが、1点だけというのは、これたしかPOSレジをいいものを導入しなさいという提案を私もさせていただいております。いわゆる今の黎明観で野菜を納品をされている方の声から、場所にトマトがない、水菜がないといったときに一々電話をしてもらう、そして届けていくというのはこれ大変なことであるから、ある面その在庫管理、売り上げ管理がすべてそのPOSレジを通してできないかということで、その備品については細かいのですが、ぜひ今回の新しい物産館には配置をしてほしいというお話をしておりました。ただ、経緯の中で結果的にこれは事業者側の負担の中で設置をされるように聞いておりましたので、そういう当初の思いが十分果たされているのかという点がちょっと気になっておりましたので、その部分はどうか確認をさせていただきたいと思っております。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

今委員からご指摘ありましたとおり、POSレジにつきましては事業者、指定管理者のほうで用意するというので、既に3社で見積もり合わせをして、納入する業者は決まったというふうに伺っております。それで、機能につきましては、今お話ありました農家さんへの在庫の通知、これは携帯電話を使った形のシステムを導入するという形のシステムを導入したというふうに聞いております。それで、あとその辺の機能につきましては、実際に納品する農家さん方がつくっている協議会のほうと十分協議しまして、必要な機能をこういう機能入れてもらいたい、こういう機器を用意していただきたいという要望に合わせて準備させていただきましたので、その機能もついておりますし、バーコードリーダーなどの機器もその協議会の要望に合わせて必要な台数を用意したというようなことになっております。

○委員（小久保重孝） わかりました。まだ機材は決まっていなくても、ただそれは今おっしゃっていただいたように、そういう機能のあるものが設置されるだろうということで理解いたしました。黎明観での反省みたいな部分が十分今回新しい物産館で当然それは解消されていくだろうというふうに思っておりますし、これは運営の仕方でございますから、売り場面積も3倍になって考えていなかったようなことも出てくるやもしれませんが、この辺も一つ一つ見ていながら、改善していくべきは改善していくということで考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

あと、最後、私のほうからはその同じ観光の19項目めにおおたきドッグラン整備事業補助金が出されています。200万ということで新規でございます。説明資料のほうも見させていただいておりますけれども、これはどういう内容、どうしてこういう話になったのか、もう少し説明を求めたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○大滝総合支所地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

ドッグランの整備事業補助金の関係でございますが、大滝区の自然を生かしたドッグランを設置したいという要望が観光協会のほうからございまして、これに関して、その整備の事業費に対して補助するものでございます。場所等は説明で書いてございますが、ホロホロ山荘の敷地内に設置すると。また、ペットホテルとしてホロホロ山荘が現在宿泊者の増加等になってございまして、これらにつきまして、新たな大滝の観光振興が図られ、観光客、宿泊客の誘致を図れるということから、この補助金を出すものでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 観光団体のほうから要請があったということですが、その設置場所とその土地の無償提供を考えると、これは当該事業者のためというようなふうになんか思えてきてしまうのですが、広く観光ということのくくりの中で許されるということなのかもしれませんが、一方で私たちの町ではドッグラン、大滝、もとの小学校のところで何年か行って、その一定の役割が終わったということで一回それはやめておりまして、今回場所を変えればもっと違う効果があるのだということもあるのかもしれませんが、ちょっと何かまた昔の名前で出ていますみたいな感じがいたしますが、この辺もう少し政策的な考え方を確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） 以前にこれは地元から、大滝から要望があって、今ご指摘のように大滝の小学校ですか、跡地に一時的にやりました。しかし、ご案内のとおり余りははっきりしない、すっきりしない施設をつくってしまって、当時、今の当時の胆振支庁の副支庁長から言われたのは、非常にペットマニアがふえて、その方もそうらしいのですが、観光行く場合にドッグランがあるということは非常に有効なのだとされて議会で質問あったものですから、どこかないか、ないかということでやったのです。やっぱり管理の問題とか質の問題がよくなければいけないということで、今回も小久保委員おっしゃるようにまた来たのかなと思ったのですが、いろいろ聞いてみますと、獣医さんとかそういう関係の方々の意見も聞くと、やっぱり相当有効な方法ではないのかと。前回はやっぱり余りにもドッグランとしての設備が悪かったというふうな言葉は語弊がありますが、管理を含めてですね、それで今回観光協会からそういうお話がありましたので、いろいろ検討した結果、今回ちょっと質を変えてやってみたいということもございまして、管理については向こうのほうですべてやってくれるというものですから、施設建設に関しては補助しようと、こういう内容でございまして。

○委員（小久保重孝） 何かやっていかないと大滝も非常に厳しいところもございまして、何度も申し上げているように、観光の柱を立てて大滝の振興策というものも図ってほしいということも申し上げております。事業者頼みでやっていくということも一つの方法かもしれませんが、それと同時にやっぱり大滝の市民の方が将来を描けるような観光政策というものの立案と、それに合わせたこういう予算というものがあってしかるべきかなと思っております。そのことをお願いをして、あと1点だけ今の、市長からも管理費はないということでございまして、これはもう何年契約とかい

うこともなく、管理費はもう事業者持ちということでよろしいでしょうか。

○大滝総合支所地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

管理費と維持管理につきましては、観光協会のほうで全部するという事になってございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） 83ページの道営有珠山麓地区畑地帯総合整備事業負担金についてお伺いをいたします。

事業説明書を見ますと、7年間で北海道の食料供給基盤整備強化特別対策事業補助金を活用して実施をするというふうになっております。事業内容の内訳を詳しく見ますと、全体事業費が7億5,000万円、うち国が52%、北海道が28%で、伊達市、受益者負担分を含めて20%負担ということになっておりまして、本年度実施設計費として7,400万円、負担割合については全体事業費と同じということで、市の一般財源、それから生産者の負担金400万円が計上されております。それで、図面を見せていただきますと、点線で囲ったところが全体的な計画図ということになると思います。ほとんどの、これ地域でいきますと長和、若生、それから有珠山の山ろくのほう、そういったところも含めての計画ということになっていくと思います。今年度分400万円の生産者のほうの負担金ということになっておりますが、全体でこの計画図にありますところの負担をしなければいけない農家戸数というものはどのようになっているのでしょうか。お聞かせください。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

受益者数につきましては、151戸となっております。

○委員（吉野英雄） 受益者ですね。農家戸数ではなくて受益者という考え方でいいのですか。

○農務課長（松井知行） はい。

○委員（吉野英雄） 農家戸数とこれは一致しているのですか。

○農務課長（松井知行） イコールです。

○委員（吉野英雄） 151戸ということでした。それで、頭割りにしますと幾らになるかというのははじけばわかるのですけれども、全体事業費が7億5,000万円で、7年間でやるとなりますと、全体事業費についても市負担分、受益者負担金分を含めて2割ということになっておりますから、これの7倍ということになりますか。今年度、実施設計費が7,400万ですから、各年度で割っていくと、実際にこの事業の膨らみあるのでしょうかから、単純にはいかないと思いますが、全体の事業費7億5,000万円ということで、2割負担ということになりますと相当な金額になるわけですが、この食料供給基盤整備強化事業、それで除礫や暗渠排水やったり、心土破碎やったり、地目転換やったりというふうなことがあるわけですが、これによって実際に農家151戸が現在のいわゆるつくっている作物によって相当開きがあると思いますが、地域によっては国道453から上のほうは畑作が主だったり、それから453から下のほうは水田があったり、いろいろするわけですが、それによって受ける利益といいますか、そういったものも違うのではないかなと思うわけですが、これは生産者負担金については151戸で割って一律ということになるのでしょうか、どうなのでしょうか、この辺は。

○農務課長（松井知行） 生産者負担のほうにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、この事業につきましては農道の整備ということで2路線を予定しております。それから、改良区の用水路の現在土工の部分いわゆる3面張りのコンクリートにするというような事業、それから市の排水路が一部倒壊してきているところがあって、その補修という部分の事業、そしてそのほかに有珠の畑かんのかんがい事業をやっておりますけれども、その用水施設の備品のたぐいが耐用年数を超えたということで、その耐用年数を超えた部分について交換をしていく、それから新たに配管をするというような工事、それからもう一つはここに記載されております個人の除礫ですとか、暗渠排水ですとか、そういった部分の事業がございます。それで、基本的に農道につきましては市のほうで20%の負担をしていくということで、受益者戸数で割るということではございません。それから、面的整備の除礫や暗渠排水等につきましては各個人が20%負担をしていくと。それから、用水の部分につきましては改良区のほうで負担をするというような形になっております。以上でございます。

○委員（吉野英雄） そうしますと、農道、それから用水路、それから排水路ですね、空沢の排水路修繕、それから畑かんの部分、これらについてはいわゆる受益者負担と言ったらおかしいですね、生産者負担の400万の中には含まれていないと。これ面積表示がされていますよね。除礫で5件で5万2,000平米、その他心土破碎で何件何件と、こうなっておりますが、この件数と面積の表示がある部分についてそれぞれ生産者負担金が発生するという認識でよろしいのでしょうか。

○農務課長（松井知行） 基本的にそのとおりでございます。ただ、畑かんの部分につきましては、自分のところで使っている部品の交換については生産者の負担になるということでございます。それで、もう一つ、今年度、24年度から実施設計をやりながら、既にもう畑かんの一部備品については耐用年数を超えているものですから、何とか当初計画にのっていた部分についての部品交換については一部事業着工していきたいというふうに考えております。

○委員（吉野英雄） そうしますと、全体で農家戸数、これ151戸ということですが、実際に負担される農家戸数については、ここまではいかないということですね。それで、全体事業が7年間で7億5,000万ということになりますと、実際には受益を受ける、受益といいますか、実際に生産者負担の対象となる方はずっとこれより少なくなるということですので、相当な負担になると思うのですが、これらについては、もちろんこれ計画を立てる段階でそういった対象になる農家との協議、あるいはそういったものはもう既に済んでいると、ご理解をいただいているということで認識してよろしいのでしょうか。

○農務課長（松井知行） この部分につきましては、過去3年にわたりまして生産者と協議をいたしました。それで、基本的に農道の整備の部分、それから排水路の補修の部分の入れる関係で、畑かんの事業者につきましては1年事業実施を待ってもらったというような事情がありますし、この間も何度も生産者側と負担についても協議をしてきた次第でございます。

○委員（吉野英雄） 最後確認ですが、除礫や暗渠排水、心土破碎等のどこにどう入れるかというのはここに、細かい字ですが、書いてありましたね、たしか。それで、実際に生産者としてはこれだけの負担をして、それに見合うだけの生産力が上がるのかなというところがあるのではないかなと思うのです。ですが、こういったものをやって生産を全体として上げていこうという意欲

のもとでこれやっている事業だと思いますが、それらについての例えば、これは私も門外漢ですので、農家の方にどうのこうのというのは口幅ったいわけですけれども、全体的な農家経営ですか、こういったものについて、実際にこの整備事業が終わった後と申しますか、終わった後どうするかというのはもちろん経営計画の中でやっていくのだと思いますが、これらについては当然農協さんなりの経営計画に対する助言ですとか、そういったものが必要になってくると思うのですが、これらについて市のほうと農協との話し合いですとか、これらを進めるに当たっての協議ですか、そういったものについてはどのようなになっているのでしょうか。

○農務課長（松井知行） 農協の担当のほうと十分な詰めを行っております。なおかつこの事業でやるよりも安い事業でできるというような部分のアドバイスも受けながら、そういった事業についてはそちらのほうでやるということで除いておりますので、十分な協議が行われてきているというふうに考えております。

○委員（滝谷 昇） 1点だけ。

88ページの観光費であります。それで、まずは17番のだけ観光協会運営費補助金が2,700万ほど、2,800万弱で上げられています。これの中身と申しますか、中身って要するにだて観光協会運営のための補助金というのわかりますが、事業内容をあらあらお聞かせください。というのは、質問の目的は、ちなみに昨年は、要するに平成23年度当初予算は伊達市観光連盟運営費補助金と、ちなみに1,200万ほどの計上ですけれども、この昨年とことしの違い、補助するあて先の名称も違ってきますし、つまり機構も変わっている、なのでしょうし、それからそもそもことしでいえば物産館絡みの関係もあるのでしょうかから、事業の内容も変わっているのだらうと思います。その辺ご説明ください。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

今回の観光協会の補助金でございますけれども、今年度、平成23年度におきまして、まず伊達観光物産公社が新たに設立されたところでございます。それに基づきまして今までの伊達市の中でいう観光業務の役割分担というところを、そこを見直す、今までのそれぞれの観光振興を担っているそれぞれの組織がございましたけれども、その辺の役割の見直しというところもそれぞれの団体で進めていただいたところでございます。それで、今回観光物産公社ができて、観光の中の俗に言います収益事業と申しますか、収益的なところは公社で担っていただくということになったものですから、本来観光協会が担うべき市内における観光振興事業、どちらかといいますと公とまでは言ってはいけないのかもしれませんが、公的な事業に非常に近い役割も持っている組織でございます。そういうところの業務に重きを置いて事業を進めていただきたいというような思いはございました。それで、観光物産公社ができたものですから、今までだて観光協会は黎明観、特に物産館の運営というのが主になっていたところでございます。その物産館の運営というところが公社に、指定管理者のほうに動くということになりますと、本来観光協会が担うべき役割が果たせるような体制、環境が整うというところがございましたので、もともとあった伊達観光連盟、これは大滝との合併後に大滝観光協会とだて観光協会のそれぞれの組織の補助金の補助事業の受け入れ先という形でつくった組織でございますけれども、観光協会がそのような業務が担える体制が整いましたので、

観光連盟についてはその役割はもう終わったのではないかというように判断させていただいているところがございます。それに基づきまして、本来担うべきだて観光協会のほうにその業務を担っていただくということに、関係者の間でそのような協議を進めていただいたところなんです。それで、その後実は大滝のまちづくり観光協会のほうからも申し入れがございまして、今回そのような観光組織の役割分担が変わるということに合わせまして大滝の観光事業についても、今まで観光協会が2つあったわけですが、その観光事業についても伊達の観光協会のほうに統合して一緒に伊達市の観光振興を進めていただきたいという申し出がありまして、今回大滝の観光協会の大滝地区で担う観光業務についても伊達の観光協会、NPOだて観光協会のほうで一体として担うというような協議が関係者の間で進められているというところがございます。それで、市といたしましては、その観光協会がそういう体制が整ったものですから、本来担っていただきたい業務を今回観光協会のほうにお願いしたいということで、今委員からご指摘がありました平成23年度は観光連盟のほうに事業費がのってございましたけれども、その観光連盟の事業費についてはそっくりそのまま観光協会のほうに引き継いでいただいたということになっております。また、それと市のほうの予算として実行委員会が持っていましたイベントの経費ですとか補助事業とかありましたが、その観光にかかわる事業につきましても6事業ほど観光協会のほうに担っていただくと、そのように考えております。それで、そのような体制が整ったといいますか、役割分担ができました。それで、市といたしましてその観光振興、今いろんな観光資源が徐々にではありますけれども、出てきております。エネルギーパークですとか、スポーツの関係ですとか、日本の文化を生かした観光振興ですとか、そういういろんな資源が出ておりますので、そういうものを活用した観光への取り組みというのを進めていただきたいということで、それに伴う組織強化ということで人件費事務費を上乗せさせていただいて今回の予算計上額という形になってございます。

○委員（滝谷 昇） ことしから大滝の観光的な具体的な事業も含めてだて観光協会にゆだねると。そして、それなりの補助金もつけたよという理解でいいのですね。

次に、観光費の4番、観光物産館及び黎明観運営管理委託料2,900万ほど計上されています。昨日の委員会でいろいろ質疑やっていますから、可能な限り、当然の話そこで重複しないような質疑をするつもりでいますけれども、要は黎明観の管理と新しい物産館の管理と合わせて3,000万弱の計上あるわけですが、ちょっとまだ理解不足なのは、観光協会は非営利団体のNPO法人ですね。そして、新しくできた公社は営利団体の株式会社ですよ。それで、今まで観光協会が管理していた黎明観と、それから今回の新しい物産館を営利団体の公社が管理するということになるわけですが、その団体としての営利団体、非営利団体が、きのうの委員会で確認した私の理解では、公社の従業員と、それから非営利団体のNPO法人の観光協会と兼務した形で事業展開するというのだと理解したのですけれども、それでいいですか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

昨日委員会の際に、今だて観光協会のほうに所属している職員の方については、今回の組織、新たな組織が立ち上がったわけですが、それに伴ってそれぞれの立場、公社のほうに行く方もいらっしゃるし、協会のほうに行く方もいるということでお話しさせていただいたところです。

ですから、職員に関しては特に兼務ということではなくて、観光協会の業務に従事する方、物産公社のほうの業務に従事する方、そういうふうに分かれた形の発令を受けるような形になると思います。

○委員（滝谷 昇） 理解不足だったのですね。公社の職員と観光協会の職員と全く別所属と、兼任とか何かということはないということの理解でいいのですね。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

業務的に例えばいろんなイベントですとか、そういうところでいろんな協力したり、支援をしたりということは当然あると思います。ただ、基本的に所属する組織は観光協会であり、観光物産公社でありという形で、所属自体は分かれるという形になります。

○委員（滝谷 昇） ちょっとそれはなぜ今気にしているかといったら、どっち側についても人件費が問題になるからの意味合いの話で、だから基本的に瞬間的にちょっとあっちの仕事していたりなんかする次元の話ではなくて、所属の関係でいえばそういう仕切りはできているという理解でいいということですね。

それで、ちょっと話あっちゃこっちゃ、可能な限りまとめて質疑しようと思ったのですが、お伺いの関係の部分でちょっと確認させてください。観光物産館及び黎明観の管理委託料として2,900万ほど計上している。そして、先般報告として議会で報告されたのは平成24年度株式会社伊達観光物産公社予算ということで、事業収益として商品等売り上げが1億5,104万と。そして、事業外収益で指定管理料として2,412万3,000円という予算案になっていますね。予算書の計上が2,900万何がしになっているのですけれども、この500万ぐらいの差は何なのでしょう。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

実は観光物産公社は決算期が12月になってございます。ですから、議会で報告させていただきました公社の事業予算というのは1月から12月までの予算になっております。ただ、当然市の予算につきましては年度になっておりますので、4月から3月までの期間となっておりますので、その3カ月分の期間のずれで額の違いが出ております。

○委員（滝谷 昇） それと、資金として市が500万、農協、会議所それぞれ100万、観光協会が50万ということで出資しているわけですが、そして定款を熟読したわけではありませんが、過去の説明の中でも、当然株式会社ですから、収益上がったら株主に還元するということになるのだらうと思うのですが、その前に株数というか、発行株数というのはどういう状況になっていますか。今言った出資金の比率みたいな感じになっていますか。あらあらでいいです。委員長、続けてやりますので。

○委員長（大光 巖） 簡潔に。

○委員（滝谷 昇） いや、いいのです。質問の目的は、株式会社だから出資側、あるいは株主のほうへ還元しなければならぬという努力がありますよね。それと、今度これは指定管理者として市としての事業でやっている。そして、指定管理制度の目的は、大きな目的は行政サービスの向上ということが1つと、行政コストの低減ということがありますよね。あったときに、市が100%出資しているのなら一番簡単だけれども、民間からの投資とか何かあってあるわけですから、その辺の

兼ね合いというか、何せ今回初めて公社、株式会社の公社として伊達市として初めて事業展開することですから、ちょっとしつこく確認しておきたいという意味での質問なのです。その辺いかがですか。

○経済環境部長（的場重一） お答えをしたいと思います。株式会社のほうとしての立場というのは、500万の出資をした株主という立場であります。なぜその公社をつくるに至ったかというのは、繰り返して申しわけありませんけれども、いわゆる行政が政策執行やりたいときにやっぱりいろいろ、本来は民間で立ち上げてくれる事業者がいれば幸いなのですが、なかなかそうはいかず、公社を立ち上げるに至ったのだということはお話をさせていただきました。今回の指定管理という立場でいいますと、先ほど委員がおっしゃいましたように、行政サービスが向上し、少ない経費で実現できるという視点で公社を指定管理とするというふうにしたのは、きのうの委員会の中でも議論があったかと思うのであります。ですから、行政側のほうの立場も指定管理という立場のところと、一方公社の株主であるのだという立場、それはそれぞれの立場の中で使い分けといいますか、判断をして対応するということになります。

○委員（滝谷 昇） いや、もちろんそういうことになるだろう。具体的に私も余り民間の民法だとか何か、経済とか詳しくはわかりませんので、もしかしたら間違った認識かもしれませんが、さっき言ったように株式会社としたら株主にいわゆる関連するという事務がありますよね。指定管理者として要するに市が委託する金額を抑えなければならないという義務があるわけですね。このあたりの優先度というのかな、その辺の取り合いはどうなるのでしょうかということです。

○市長（菊谷秀吉） できるだけ物産公社で収益を上げて、そのためのいろんな行政もやっているわけですから、収益を上げることによって配当というよりむしろ指定管理料を下げると、そういう機会を与えているわけですから、これは苫小牧の道の駅は指定管理料たしかゼロだと思いますけれども、そういうことで公がばんばん広告をやってお客を呼んで、公社がもうけて、できれば指定管理料ゼロまで持っていきたいというのが我々の願いでございます。

○委員（滝谷 昇） いや、そうだろうとと思っているのです。具体的にどっちのほうが優先されるかという意味、事務的な話なのですが、株主に還元しないで利潤をふやして、その分を市のいわゆる委託料を下げるという手法も考えられるし、株主に利益を還元するということの両方義務が伴っているのでしょうかと、そのあたりがどうなるのでしょうかという話なのです。

○市長（菊谷秀吉） それは経営判断ですから、取締役会で判断して株主に対して自分の意見を求めるだけであって、それはそのときの判断によるだろうと思います。

○委員（滝谷 昇） 要は株主が理解すれば経営的なことで判断して、いわゆる経営していくという意味ですね。わかりました。

あと、別な視点です。今の黎明観の物産館がオープン後、黎明観の利用の現時点であそこ展示場にするとかという話もありましたし、現時点で利用はどういう状況になることになっていきますか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

まず、藍工房、刀鍛冶工房、これはその後も今の現状のまま活用してまいりたいと思います。観光資源の一つとして使ってまいりたいと思います。それで、今物産館が入っている部分ですけれ

ども、そこにつきましては実はシルバー人材センターのほうからサークル活動の場として貸していただけないかというご相談がございまして、そちらのほうに場所を提供するというように今計画しております。

○委員長（大光 巖） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第5款労働費から第7款商工費までの質疑を終わります。

お諮りいたします。質問がまだ残っておりますが、本日はこの程度として延会にしたいと思っておりますが、ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、本日はこの程度として延会することに決定をいたしました。

次回は、3月15日の午前10時から委員会を開きます。

本日はこれをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

◎ 延 会 の 宣 告 （午後 4時32分）